一日働業機関費	四、〇〇〇・〇〇〇
二日保護勝関費	—
二項試験場費	一、二〇〇・〇〇〇
一日技師給	一、〇二〇・〇〇〇
二日試験原料費	一二〇・〇〇〇
三項陳列場費	六〇・〇〇〇
一日陳列品費	四五〇・〇〇〇
二日修繕費	一三〇・〇〇〇
第二款事務費	一〇、九二一・六四〇
一項給料	七、四三〇・〇〇〇
一日所員給	四、〇八〇・〇〇〇
二日報酬	三五〇・〇〇〇
二項雇給費	五五〇・〇〇〇
一日宿直費	一〇五・〇〇〇
二日賞與費	四〇八・〇〇〇
三日旅費	二二〇・〇〇〇
三項需用費	二、四二四・〇〇〇
一日備付品費	二〇〇・〇〇〇
二日消耗費	二二〇・〇〇〇
三日點燈費	八四・〇〇〇
四日月報費	四〇〇・〇〇〇
五日印刷費	三〇〇・〇〇〇
六日文具費	一八〇・〇〇〇
七日通信費	二二〇・〇〇〇
八日修繕費	一〇〇・〇〇〇
九日保險費	六〇・〇〇〇
十日雜費	四〇〇・〇〇〇
第三款會議費	三、四二四・〇〇〇
一項會議費	二〇〇・〇〇〇
一日會議費	二〇〇・〇〇〇
第四款負擔金	四〇〇・〇〇〇
一項聯合會費	二〇〇・〇〇〇
一日聯合會費	二〇〇・〇〇〇
第五款豫備費	二〇〇・〇〇〇
一項豫備費	一二〇・〇〇〇
一日豫備費	一二〇・〇〇〇
合計金	一四、九五一・六四〇
差引金貳千五百五拾壹圓〇六錢	一四、九六〇・二〇〇
此ノ處分五拾壹圓〇六錢	剩餘
繰越	次年度ヘ
貳千五百圓	積立金

種目	數量	金額
動産物		
釜座竹屋町下ル土地	一九四、九五坪	四、三〇〇・〇〇〇
同事務所建物	四〇、〇〇〇	三、三〇〇・〇〇〇
同陳列場建物	三〇、〇〇	一、一〇〇・〇〇〇
同土蔵	四、三〇	一、三〇〇・〇〇〇
同試験場	六、〇〇	六〇〇・〇〇〇
動産物	一、三〇〇點	三〇、三五〇・〇〇〇
計		三九、三五〇・〇〇〇

種目	金額
積立金	
自大正九年至同十二年積立金	四、〇〇〇・〇〇〇
自大正十三年至同十四年積立金	四、〇〇〇・〇〇〇
雜收入利子	八、四七一・三三〇
昭和二年度雜金ノ内	一、四二六・四四〇
昭和三年度雜金高	二、三四一・〇六〇
計	一四、八五〇・九六〇

特別積立金收支勘定

收入ノ部

金拾壹万九千五百〇七圓五拾錢

新京阪電鐵會社ヘ賣拂代金

但シ此坪數三百四十一坪餘參百五拾圓三菱銀行支店預ケ

金參千六百四拾八圓貳拾貳錢

市事業部ヘ賣拂代金

但シ此坪數二十三坪餘坪百五拾圓　昭和銀行支店預ケ

金參千四百拾貳圓四拾九錢

右二口ニ對スル利子

但シ三菱銀行利子參千參百拾貳圓拾七錢昭和銀行利子百圓參拾貳錢

金壹千圓也

但シ以前ヨリノ勘定繰越金昭和銀行支店現在

合計金拾貳万七千五百六拾八圓貳拾壹錢

支出ノ部

金九千圓也　組合積立金借入金

但シ未拂ノ儲存積スルモノ

金壹千百九拾八圓　受益税

但シ年期分既拂年期分未徴收ノモノ

合計金壹万〇百九拾八圓也

差引金拾壹万七千參百百七拾圓六拾壹錢

現在高

昭和四年十月

◆公示第二十號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和四年十二月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

張物部員　中村久次郎徒弟　堀甫仲

〃　〃　〃　川口慶太郎

〃　〃　〃　村田亥三郎

友仙染部員北村泰三〃　西島純一

糊置部員　大味武士〃　齋藤二郎

〃　〃　〃　岩崎竹雄

〃　〃　〃　宇野五十次

◎組合評議員會代議員會

別項昭和三年度組合經常費收支決算及昭和五年度組合經常費收支豫算並に賦課徴收法に付き十一月一日午後二時評議員會を開き各議案に就き審議決定せる別項の各件を組合代議員會に附議することゝし八時閉會せり當日の出席者八木組長廣井清水の兩副長出納役菅野松次郎氏評議員田畑房次郎杉本德次郎松岡健太郎芝竹次郎井深英之助久保田與三郎森田菊之助小島彌七安村長造水井政次郎吉本平次郎の各氏なりし

同十三日午後六時より代議員會を開き左の議案に就き審議する處あり何れも多少の修正ありしのみにて原案を可決せらる其議案は左の如し

第一號議案　評議員一名の補缺選擧

右は副組長たりし服部松次郎氏の死去に依り其補缺として評議員たりし清水藤三郎氏副組長に當選せられたるを以て評議員に缺員を生じたるを以て之れが補缺をなさんとするものなりしも先きの役員會に於て適任者を得る迄規制上差支なきものならば當分此儘保留し置くとの意見を代議員會に發表したるに代議員會に於ても別に異見なく評議員會の議決通りとし當分保留することに決したり

第二號議案　昭和三年度組合經常費收支決算

右は二三質問ありしのみ原案を承認す

昭和三年度決算報告

右は原案として提出せしもの即ち殖金貳千五百五拾壹圓六錢の内貳千五百圓を積立金とし五拾壹圓六錢を五年度へ繰込む事は原案通り可決せり

第四號議案　昭和五年度組合經常費收支豫算並賦課徴收法

右豫算は昭和四年度に比し一割强の減額なるを以て一二修正あるも豫算全体に渉り變更すべき點なく原案に可決せられたり

當日出席者

議長横江善次郎氏外井深英之助井上兵太郎永井政次郎吉本平次郎田中常太郎和田桑太郎山本重之助見玉勘六郎所伊太郎北村市次郎松岡健太郎長谷川政吉浅田市太郎大村傳次郎久米藤次郎三輪伊兵衛三井喜次郎湯口音七宇野米吉小林重次郎信樂菊雄佐々木嘉助古川茂吉八木喜作八木伊三郎廣井繁太郎

以上の諸氏にして當會午後十時四十分

◎小紋染總會

同部は十一月廿五日午後六時より組合事務所に於て總會を開催し左の各項を附議し可決し來る一月より實行することゝせり

一、染價は一ケ月前に改正することゝし豫め左の書面を一般取引先へ發表し置く事に定む

謹啓時下寒氣日に增し申候折節御店樣愈々御繁盛の段慶賀の至りに候扨申上候却説當部同業者は毎々御引立を蒙り辱けなく御禮申候然るに打續く不況に加へ物價の騰貴は勿論金融梗塞の折柄特に我業者の如き小資本の工業は非常なる苦境に陷り申候は勿論染料糊料其他の必需品は多く現金或は月拂となり取引狀態は一變し甚だしき困難仕候此際に於て獨り吾業者のみ取引上の慣習を守り六十日勘定制に從ふは不利不便にして實際上行ひ得べき事に之なく爲めに頃日同業者總會を開き之に對する善後策を協議仕り候結果は義きに吾染物同業組合代議員會に於て一ケ月制度改正の發表をなしたるも當部に於ては舊き習慣を一時に打破するは困難なりとし今日まで經過せし次第に候へども前述の次第に依り最早一ケ月制に順應し實行せざるべからざる場合に立至り候に付ては何卒御事情御了察の上一ケ月制に御改正被下度

なる旨を以て本組合の理事に對し強硬に交渉の申込を爲し候に付ては本組合の理事は同業者の理解を圖り技術の向上に力め京染の聲價を發揚して吾工業界の弊害を一掃するの方針を確定致候何卒以降の御取引は右の意味を諒とせられ御支拂は毎月勘定に御改正被下べく同業部員を代表して豫め御通知申上候

昭和四年十二月

京都染物同業組合小紋染部

得意先の宴會拒絶すること

右は多くの得意先中宴會費と稱し請求染價の内より强制的に幾分を控除するものの之れあるも一般の習慣とすれば已むを得ざるものとし之に應じ來りたるも年季問或は一年間の控除額は莫大なる額に達するに拘はらず宴會に要する經費は至極輕微なるものなり左すれば其幾分は捻戻すか或は職方に對する有益の方法を設けて營業上の利益を圖る事に流用すれば其利益角然らざれば不當利得となる次第と考へらるれば以降は斯かる不合理な取扱ひは絶体受けざるを可とすとの議論徹底し現在の如き得意先と稱するものは少しの情誼なく歩引難引を强ひ或は甚だしきは損害賠償と稱し多額の金を要求するものある際慰謝會抔に出席する必要を認めざれば斷然拒絶するの決議をなし同業者一致連合することの決議をなすと共に各得意先へ此旨通知せし筈なり

◎形彫部總會

形彫部に屬する小紋形彫業者は幹事任期滿了に就き改選を行ひ後ち決算報告及事務の引繼を了たり

幹事　宮原彌助　副幹事　山中九藏

出納　藤井富之助

商議員

野村松太郎　岡本良之助　戸波初三郎

川口正郎　河合六左　寺谷榮助

横井貞次郎　中村利三郎

以上の諸氏當選就任せり

◎モスリン友仙總會

同部は廿五日午前八時より京都商工會議所に於て總會を開催し時況に伴ふ營業方針の確立を期し失業者の救濟法を講じたり其方法としては染料糊料圖案形彫其他關係業者の列席を求め實情を述べ不況の混沌にある際ゆへ各取引業者は代價の二割引を

試驗場記事

染織當業者間に於ける製品の故障に就いて

京都市染織試驗場　森弘

纖維或は其製品に染色加工を施すときは其纖維に多少の變更を及ぼすことは勿論ために良好なる結果のみを與へ得られることを理想とするものであるが一般に一部の欠點の伴ひ易いものである而も其加工方法使用材料等に多大の注意をなさないときは不虛の惹結果を生じ製品をして殆んど價値をなくするものである

今當市染織業者より故障を生じた現品を提出せられた多數の加工品中組に關するものを拔萃し故障の原因を試驗しその原因に就いて研究した結果これを次の如く區別することを得た

一、絹布或は絹糸中に硫酸の殘留することに依る脆化裂傷變色等の故障を生じたもの

二、漂白工程中に故障を生じたもの

三、精練斑及過漂に依る斑染脆化手羽立等の故障を生じたもの

四、取扱不注意のために生地磨裂傷等の損傷を生じたもの

五、染料選擇の不適當或は染色方法の誤謬に依り變色脆化汚染等の故障を生じたもの

六、仕上材料選擇の不適當に依り變色脆化等の故障を生じたもの

七、酸化鐵の存在に依り變色脆化したもの

八、製織疵の染色後製品に影響を與へたもの

九、染色の不完全に依り製織後纖傷を生じたもの

一〇、織物用原料の選擇不適當なるために故障を生じたもの

今其原因に就きて詳述する

（一）絹布或は絹糸中に硫酸の殘留するもの

イ、絹布

浸染工程に於て既往にあつては往々硫酸を使用し或は亞美法を施す際に硫酸を使用したものであることを一般に認めた結果最近は殆んど硫酸を使用せない樣になつたが今尚この原因に依る故障を認めるため種々調査したのに有機酸（主として醋酸）中に不純物として硫酸の含有するものを使用するのに起因するものであることを認めた、この點大いに注意せなければならぬ。

ロ、絹糸

絹糸も絹布に於けると同樣の理由に依つて傷害を受けたものを認む、糸は布帛に比し强度低いものであるから傷害を受けたものは其程度僅少でも影響を受けることは大であるから注意を要する。

尚硫酸の傷害作用は時日の經過に伴ひ增大するものであるから染色の直後には脆化を認めないものでも製織し時日を經るに從ひ其傷害作用を現はし遂には製品をして全然無價値のものにするものである。

ハ、木管の不注意に依るもの

最近種々の方法に依つて艶消を施した人造絹糸を使用するが是等の方法中鹽化バリウムに硫酸を作用せしめ硫酸バリウムを形成して艶消したもの或は明礬硫酸アルミニウム等の硫酸複類を以て艶消した人造絹糸中方法の不完全なものがあつて木管中に硫酸又は硫酸複類の附着吸收せられたものを後日絹糸に使用したがため是等の硫酸又は硫酸複類が絹糸に附着吸收し製織後時日の經過に從ひ間隔的に脆化變色等の傷害を受けたものがある。一例として全に混潤した緯糸を使用する絹丸帶に之れを認めた。

ニ、織物中特殊整理を要する生地に起るもの

御召明石等は製織後撥汝寄工程を施すものである。この工程を施す必要ある織物の染色には水洗に對して堅牢な染料を選擇することは勿論であるが淡色のものは剥脱し易く淡色部分を汚染する傾向を有するものでこの欠點は製品の外觀に一大影響を來たすものであるからこれの防

同機の理由に依つて硫酸殘留し故障の原因をなすものである。

尚又日光水洗等に對して堅牢度を增さしめる目的のために硫酸銅等の金屬鹽類で所理することがあるがこの所理の欠陷に依つて時日の經過に從ひ加水分解を起し硫酸を分離して故障の原因を來たすことがある。

二、漂白工程中に故障を生じたるもの

漂白の過劇、漂白すべき絹布に鐵分の存在すること等に起因するもので主として紡績絹糸を用ひた縮緬類は殊に漂白の過劇になり易きものでこの欠點を多く見る、漂白の過劇の場合には布帛全部を脆化し鐵銹等の存在するときは部分的に著しく脆化しその部分は殆んど纖維の形狀を止めざる樣になる。

イ、漂白の過劇

紡績絹糸を使用せざる縮緬の漂白は輕く行ふものであるがためその製品の脆化は技術の拙劣に依るもので加工者の責任であるが紡績糸縮緬は一般にその色暗褐色を帶び純絹縮緬と同樣の白地を有する染色物を得ること困難なものであるが白さを得るため强ひてこれを强く漂白を行ふ結果生地の强度を損することが多い。

ロ、漂白すべき絹布に鐵分の附着せる場合

織物製造業者、漂白加工者共に注意すべきことで織維に鐵分の存在する時は漂白に際して使用する過酸化ソーダ又は過酸化水素の作用を受けて織維に著しい變化を與へ脆化することは明白なる事實である。

製織業者の不注意に依るもの

（鐵製の部分を有する機械を用ひて製造した製品に多い）

（一）機械の注油適度でなく鐵銹を含む油の飛沫の附着した場合

（二）金屬製筘が錆を有し經糸に附着した場合

漂白加工業者の不注意に依るもの

（一）使用機械の器具の有する鐵銹の附着した場合

（二）水に鐵分を含有する場合

以上諸種の原因に注意し銹は悉く加工前に除

去しなければならぬ

三、精練斑及精練過激に依る斑染脆化、毛羽立等の故障を生じたもの

加工方法、使用材料の分量等の適當でないために原因するもので染斑は謂いて染色の際に染斑を生ずる即ちセレンの充分除去せられない部分は完全に精練せられた部分に比し染料の吸收速かで濃色に染色せられる等精練加工者の注意せなければならぬ。

又精練過劇は生地を脆化し光澤を害し毛羽立等の故障を起す。

四、取扱不注意のために生地磨裂傷等の損傷を生じたもの

イ、取扱不注意のために生地磨を生じたもの

この損傷は厚地組織物を精練又は染色するときその取扱の不注意又は粗暴であるため織物の表面の纖維を機械的に破壊することに依つて生ずる現象である。往々捲潤縮編編子等に生じ易く是等生地磨を生じた部分は恰も白粉を附した如く染色不能となるものである。この生地磨の現象は染色及精練工程中生地が機械器具にはげしく摩擦せられたとき多く生ずるものであるから當業者は特に注意しなければならぬ。

ロ、生地に裂傷を生じたもの

薄地の生地を捺染する場合捺染板に張るとき生地の厚薄に考慮を及ぼすことなしに張糊に粘着力過激に失するものを用ひ捺染乾燥後生地を板より脱離せしむる場合に往々波狀の裂傷を生ずるものである。

五、染料選擇の不適當或は染色方法の誤謬に依り變色脆化汚染等の故障を生じたもの

イ、使用染料が可染物の用途に適合せないために變色褪色等の故障を起したもので例へば日光に不堅牢な染料を用ひて夏向の生地を染色しこれを日光の強き夏の日に着用して褪色し又汗に不堅牢な染料を使用したゝめに夏日の汗の附着に依つて變色する等染色業者の不注意に歸するもので用途に適應する染料を使用しなければならぬ。

ロ、過酸酉薬に於て一大問題となつた帶地の金糸の變色したことでこれがため機業家の受け其前途を氣遣はれた程の狀態に陷つたことがある。現今西陣帶地の中流品には一般銀糸に色附討をし金色を與へて純金糸に代用しこの金糸を中金糸と稱する。この方法は經濟上から見て妥當の方法であるがこれを使用した織物中緯糸に黑色綿糸（綿糸其儘或は撚引をなしたる光澤糸）を併用したものは梅雨期を過ぎ盛夏の候に金色は失せ褪色に變じ一廻の價もないまでになるものである。この原因に就き調査したのに緯糸を直接染料で染色せずして黑色硫化染料を用ひたものであることが明白となつた。即染色の際に用ひた硫化ソーダが殘留し或は染料中に含まれた遊離硫黃が纖維に附着し又は湿氣のために附着せられた糊料が腐敗しこの影響を受けた硫化染料が分解して硫黃或は硫化水素を生じ是等の硫黃或は其化合物が銀に作用して褐色の硫化銀を生成し尙又この反應が梅雨期の湿氣と温度とによつて著しく促進せしめられたのに起因するもので染織業者共にこれの原因を報告し今では殆んどこの欠點を見ない樣になつた。

六、仕上材料選擇の不適當に依り變色脆化等をしたもの

絹布整理濟として糊料に併用した鹽化物の作用を受けたもので吸湿防腐等の目的のために鹽化亞鉛食鹽鹽化マグネシウム昇汞等を混じ用途に適應する手續等を附與するときその量を誤つたため時日を經過するに順ひ漸次其作用を受けて脆化或は變色を來たしたものである。又油類を多量に使用し保存中糊の腐敗に依り變色する等是等は整理業者の注意すべきことである。

七、酸化鐵の存在に依り脆化したもの

鐵錆は總ての纖維を脆化することは公知の事實でその因つて來るところは染織整理に用ふる鐵材の錆或は用水の鐵錆等である。

八、製織疵の染色後製品に影響を與へるもの

生絹布の儘では充分にその欠點を見出すことの出來ず精練及染色後始めて著しく傷を蒙すもので一見精練或は染色の際に生じた傷の如く見做されるものが多くあるが仔細に觀察するときは金く製織の際或は生絹の際に生じたものである

次の樣である。

イ、生地磨

（一）重に羽二重に生ずるもので製織の際織機に用ひた伸子が製織中機台各部の振動に伴ひ織物の表面を摩擦し俗に生磨といふ傷を生ずる。

（二）これ亦、重に羽二重に生ずる傷で巻取のエノリーローラー或はフリクションローラーに傷を有し或は製織後乾燥にかけるとき一部のローラー等に傷を有するなど等間隔の磨傷或は直線狀の傷を生ずる磨傷を生じたときは何れの場合に於ても白粉を附けた樣に現はれるものである。

ロ、整經の欠點に起因するもの

經糸の張力が部分的に強弱を有するため精練染色後經縞を生ずる。

ハ、緯糸の張力密度の相違に依るもの

精練或は染色に斑を生ずる

九、染色の不完全に依り製織後纖傷を生じたもの

イ、斑染

斑染を生じたものは俗に『さし』といふ經線或は緯線を生ずる

ロ、不溶解の染料の附着したもの

不溶解の染料の附着したときは製織後整理の際に水分を與へるため溶け出でゝ著しく浸みを生ずる特に『タンニン』增量絹糸にこの欠點を見ることが多い即ち鮮明色の『タンニン』增量は重に鹽基性染料を用ふるものでその場合に染料不溶解であるか或は一浴法を用ふるとき漂溶液を增量浴に加へるときタンニンと沈澱を生じ再び溶解せなくなるこの沈澱の附着に依つて製織の際に筬で磨れ他を汚し或は整理の際に染料を溶出しで傷を生ずる。

一〇、織物用原料の選擇不適當であるために故障を生じたもの

近時人造絹糸は著しく織物用纖維として其特有の性質を利用しはじめ濟上の見地から盛んに使用せられる樣になつたが之に對する應用は盛んで西陣では帶地にこれを用ふることがあつて金銀糸を併用することがあるこの場合に銀糸或は中金糸（銀台に着色したる糸）を黑褐色に變色せしむることがあるこの原因に就いて考察するのに、用ひた人造絹糸はダイスコース絹でこれが製造の際に用ひられた二硫化炭素或は精練に用ひられた硫化ソーダから來た硫黃或は硫化物が纖維中に殘留し保存中に銀を黑褐色の硫化銀に變せしめたものと考へられる。人造絹糸には必ずしも銀を硫化變色せしむべき硫黃或は硫化物を含有するものではないがこれが存否を一々使用すべき人造絹糸に就いて試驗することは實際上極めて困難であるから人造絹糸を用ふる織物には錫を基礎として天金を併用するのを最も安全で若し人造絹糸中に硫黃或は硫化物を含有して居つても錫は黑褐に變ずることはない

（終り）

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造卸問屋　澁新老舗
電話上二〇二一番
振替口座大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

京都染物同業組合月報
第二百六十二號
發行兼編輯人　新野眞悲
印刷人　森本庫一郎
京都市裏寺通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第一號

左記ノ者慣例ニ依リ其業ヲ修了セシ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和五年一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小紋染部員谷川喜三郎徒弟
〃　〃　〃
〃　〃　〃
〃　〃　〃

◆公示第二號

任期滿了ニ付改選暴就任シタル正副部長左ノ通リニ付此旨公示ス

昭和五年一月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

湯製斗部長　丸村市次郎
同　副部長　寺尾長次郎
形彫　部長　三輪彌三郎
同　副部長　岡本松太郎

◆公示第三號

昭和四年度中各部組合員ニシテ其業ヲ修了セシ徒弟ニ左ノ修了證ヲ交付シ表彰シ褒賞狀ヲ附與セリ此旨公示ス

昭和五年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

第　號　修業證

住所　氏名

一修業年限　自　年　月　日　至　年　月　日

右修了ノ旨授業師何某ノ薦告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第二十二條ニ依リ修業證ヲ附與ス

昭和五年一月廿二日

京都染物同業組合組長　印

褒賞狀

何部徒弟　何某

右ハ修業契約以來品行方正ニシテ能ク工場規則ヲ遵守シ業務ニ精勵シ誠實ニ何年ノ期間ヲ修了シタルハ洵ニ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ基キ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

昭和五年一月廿五日

京都染物同業組合長　印

右受證せし徒弟の業師傅主及本人の氏名左の通り

十年以上

修業證、褒賞狀

御召再整木村太三郎徒弟　宮島佐一
友仙　奥村與三松〃　横本新助
張物　中島宗太郎〃　西村捨吉
浸落　竹内三之助〃　人丸次郎吉
糊置　大味武士〃　宮松光三
浸落　畠中增治郎〃　大西甚蔵
張物　寺田惠次郎〃　白井儀一
友仙　澁瀬仙五郎〃　澁瀬岩次郎
〃　〃　〃　田邊百一
御召再整佐々木慶太郎〃　津田與三吉
友仙　高田かね〃　吉村保太郎
友仙　加納傳三郎〃　不野守人
諸色　野口初太郎〃　兵庫康夫
友仙　柴田伊太郎〃

糊置　三家久一〃　三家久七
修業證ノ巾
糊置　山口己之助〃　山口宅治
張物　伊勢田和三郎〃　村田國太郎
〃　猪俣保吉〃　土岐太一郎
湯製斗　小野木兵助〃　荒井末次郎
〃　高橋長次郎〃　森田定藏
小紋　山本清太郎〃　桑原恒夫
友仙　岡出音次郎〃　中村熊次郎
浸落　山村德松〃　東政太郎
紋上畫　林吾一郎〃　牧種次
五年以上
修業證、褒賞狀
友仙　奥村與三松徒弟　作田吉佐
友仙　西田與四郎〃　細川嘉忠
〃　〃　西田茂雄
〃　〃　宮本親雄
御召再整山内信良〃　川本勇一
友仙　今江秀〃　古田榮造
〃　西好太郎〃　河合由三郎
〃　〃　寺田又治郎
糊置　大味武士〃　竹井清義
友仙　中藏二太郎〃　中佐義雄
小紋　小林鶴三郎〃　吉田留吉
友仙　國島重助〃　上林清吉
〃　日比野誠吉〃　加藤又次郎
〃　松浦又六〃　玉井平一
〃　〃　和仁政雄
〃　三崎留吉〃　梅村清二郎
〃　〃　中島賢一
〃　〃　梶川繁夫
浸落　清上季知〃　栗林爲職
形彫　青島卯之助〃　佐藤久吉
糊置　孝治豐三郎〃　足立勝己
小紋　谷川喜三郎〃　岡田資
〃　〃　中村重雄
諸色　田中常太郎〃　北川庄之助
湯製斗　北村市次郎〃　山下はな
〃　木村亮二〃　山下しな
紋上畫　長谷村稔〃　山岸清市

糊置　水田勝太郎〃　河野要
友仙　高田かね〃　池口廣正
〃　木村萬兵衛〃　磯部小まつ
茶染　〃　〃　濱田トセ
〃　〃　〃　高畑コイト
練物　小西留吉〃　多田末吉
友仙　東圭一〃　清水厚
〃　西好太郎〃　伊藤恒利
〃　木村癸二郎〃　小畑秀太郎
〃　西浦甚之助〃　池田勇
湯製斗　小野木兵助〃　石崎千代枝
友仙　北村泰三〃　谷口宇平
〃　吉川爲吉〃　伊吹宗重
小紋　見玉勘六〃　林愛二
〃　多田友次郎〃　窪田武雄
友仙　林ひめ〃　濱田忠
〃　森田菊之助〃　池田秀吉
〃　瀧瀬仙五郎〃　青木保
〃　〃　〃　岡部芳市
〃　中藏二太郎〃　垣内勇
〃　西島竹次郎〃　北野岩吉
〃　西島金作〃　古山吾藏
〃　〃　〃　古山貞次郎
〃　〃　〃　高木健市
〃　山田榮太郎〃　太野源太郎
形彫　栗田爲吉〃　竹内高
友仙　吉井千代松〃　和田治光
〃　平井吉之助〃　彌山佳三
〃　高橋明次〃　高橋照家
形彫　岡村竹次郎〃　伊藤敬一
友仙　堂下庄助〃　西村栄之助
〃　〃　前川義一
〃　水田勝太郎〃　大下靜男
〃　平井三次郎〃　堤順次
〃　塚田伊三郎〃　島田武俊
〃　〃　藤愛幸一

雜錄

◎修業證書授與式　一月廿二日午前十一時京都商工會議所に於て開催せられたり來

© Kyozomekai

賓の重なるは京都府知事代理品川事務官森商工課長十岐市長吉田勧業課書記市會議長五島役所區長下京税務署長東署特高各組合長其他各警察署長各新聞記者等百餘名列席の上福井副組長の式辭に始まり組長の授賞を終へ品川書記官の告辭張說其他來賓の祝辭受證者越代の答辭清水副會長閉會の挨拶ありて式を終へ式後宴餐の饗應をなし盛會裡に散會せり

祝辭

古來本市ノ染物ハ東洋獨歩ノ趣味ヲ遺憾ナク表徵シタモノデアリマシテ進歩シタル現代ノ生活樣式ニ於テモ亦其ノ重要ナル地位ヲ占メテ居ルノデアリマス

然レナカラ時代ハ日ニ進ミ月ニ移リ嶄新ナル研究ト進歩シタル技術ヲ要求スルコト切ナルモノカアリマスカラ染物業界ニ於キマシテモ寸時ノ苟且ヲ許サナイノデアリマス

此秋ニ當リマシテ多年染物ノ實際ヲ修業シ業務ノ一般ヲ体得シタル新進氣鋭ノ諸君ヲ迎フルコトヲ得マシタ事ハ本市染物業進展ノタメ大ニ意ヲ强クスル次第デアリマス

本日善行褒賞狀及修業證書ヲ受ケラレタル諸君ハ執レモ平素專心業務ニ奮勵努力セラレタ賜ニシテ諸君ノ榮譽ハ勿論諸君ヲシテ今日アラシメタル父兄及店主ノ欣快モ亦想像スルニ難クナイノデアリマス　今後一層研鑽怠ルコトナク益々修業ヲ續ケラルヽト共ニ德義ヲ重ジ名節ヲ尙ビ精勵事ニ當リ以テ斯業ノ爲ニ一段ノ奮鬪アランコトヲ切望シテ止ミマセン　意義アル本日ノ式典ニ臨ミ一言ヲ述ヘテ祝辭ト致シマス

昭和五年一月廿二日

京都市長　土岐嘉平

祝辭

拱鈞一轉昭和第五ノ新春ニ方リ本組合ニ於テ善行褒賞狀並ニ修業證書授與式ヲ擧行セラルヽ洵ニ欣快トスルトコロナリ

由來功ノ成ルハ成ルノ日ニ成ルニアラス蓋シ必スヽ由ヲ起ル所アルナリ諸氏ハ稍近浮薄輕佻ノ惡潮ニ惑ハナク、コトナク誠實自己ノ責務ヲ全フシ多年勤勉力行技術ノ研鑽ニ專心シ其德遂ニ身ヲ益セルモノトイフヘク成功ノ秘訣ハ實ニ謹厚ヲ移ノ自己ノ典ヘラレタル職業ニ精進想從スルノ外非ルナリ實タハ諸氏將來益々自重時代ノ進運ニ順應シ技能ノ向上ヲ怠ラス互ニ質勵奮起我カ京染界ノ爲メニ努力シ以テ我カ國產業ノ隆昌ニ寄與セラレンコトヲ一言所思ヲ陳ヘテ祝辭トス

昭和五年一月廿二日

京都商工會議所

副會頭　横田永之助

祝辭

茲ニ本日ヲトレ京都染物同業組合職工徒弟諸氏ノ爲メニ善行褒賞狀及修業證書授與ノ式ヲ擧ケラル惟フニ本市ノ染物ハ古來京染ノ名ヲ以テ其ノ聲價宇内ニ普ク本市ノ重要產業タルノミナラス我カ國產ノ粹タリ斯業ノ興否ハ實ニ本市產業界ノ消長ニ關スルモノアリ諸氏ハ多年職工徒弟トシテ拮据黽勉染物業ヲ修得シ今將ニ業界ニ活躍セムトスヽレ獨リ諸氏ノ喜ヒタルノミナラス我カ染色界ノ爲メ祝福ニ堪エス寡クハ諸氏能ク時相ニ鑑ミ益々研鑽努力斯業ノ發達ニ資シ產業ノ進展ニ裨益セラレム事ヲ願カ蕪辭ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和五年一月廿二日

京都市會議長　森田茂

答辭

我カ組合ハ吾等徒弟ノタメニ本日茲ニ修業證書授與ノ式ヲ擧ケラレ不肖亦末席ヲ汚スヲ得タルハ喜ヒニ堪ヘサル處トス特ニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱シ加フルニ吾等ノ前途ニ對シ有益ナル訓辭ヲ賜リ將來ヲ戒メラル光榮誠ニ大ナルヲ感スルト共ニ自重自覺ノ輕カラサルコトヲ痛感ス顧クハ今後勉メテ怠ラス他日ノ成功ヲ期シ以テ今日ノ光榮ニ酬ユルアランコトヲ誓フト謹テ答辭トス

昭和五年一月廿二日

受賞者

總代　川本勇一

◎本年度各種博覽會　各地に於て開催せる博覽會は左の通りに付き出品希望者は期日に後れざる樣申込まるべし

左記

一、宗教大博覽會

出品者自營即賣

一金拾九圓五拾四錢　雜費
一金拾壹圓五拾六錢　翌年繰越金
合計金四百拾四圓九拾參錢
昭和五年度部經費收支豫算
收入ノ部
一金四百貳拾圓五拾六錢　總收入高
內譯
一金四百九圓　部費徵收高
一金拾壹圓五拾六錢　前年度繰越金
支出ノ部
一金四百貳拾圓五拾六錢　總支出高
內譯
一金八拾圓　會議費
一金七拾圓　奬勵費
一金八拾圓　通信費
一金四拾五圓　印刷費
一金六拾圓　書記給
一金四拾圓　諸給費
一金貳拾五圓　慶弔費
一金貳拾壹圓五拾六錢　雜費
合計金四百貳拾壹圓五拾六錢

賦課徵收法

一等年額　參圓　三十四戸　百貳圓
二等〃　貳圓　七十一戸　百四拾貳圓
三等〃　壹圓五拾錢　百十戸　百六拾五圓
計　二百十五戸　四百九圓

昭和五年一月

京都染物同業組合

同　會計　見玉勘六
同　會計　德田德三郎

◎諸色染部經費豫算決算　昨廿四日午後三時より總會を開き前年度決算を承認し本年度の豫算を決議し終りて宴會を開きたり

昭和四年度部經費收支決算報告

收入ノ部

一金六百八拾參圓也　總收入高

內譯

一金參百九拾七圓七拾五錢　部經費徵收
一金貳百五拾六圓　前年度繰越金
一金貳拾壹圓貳拾五錢

十五組行別口割金及り及繰越利子

一金拾壹圓五拾四錢　雜費
一金拾壹圓五拾六錢　翌年繰越金
合計金四百拾四圓九拾參錢
昭和五年度部經費收支豫算
收入ノ部
一金四百貳拾圓五拾六錢　總收入高
內譯
一金四百九圓　部費徵收高
一金拾壹圓五拾六錢　前年度繰越金
支出ノ部
一金四百貳拾圓五拾六錢　總支出高
內譯
一金八拾圓　會議費
一金七拾圓　奬勵費
一金八拾圓　通信費
一金四拾五圓　印刷費
一金六拾圓　書記給
一金四拾圓　諸給費
一金貳拾五圓　慶弔費
一金貳拾壹圓五拾六錢　雜費
合計金四百貳拾壹圓五拾六錢

一、御遷宮奉祝神都博覽會　一小間　貳拾五圓
委託即賣手數料賣上金ノ百分ノ五
審査ナシ記念狀贈呈　一小間　貳拾圓
一、海ト空ノ博覽會
委託賣約手數料賣上金ノ百分ノ十
審査ヲナス　一小間　五拾圓
一、全國特產品博覽會
委託即賣手數料賣上金ノ百分ノ七
審査ナシ感謝狀贈呈　一小間　貳拾圓
一、裝飾　從來ノ通リ右各博覽會共、外部ハ出品協會負擔、內部ハ出品者ノ負擔ノ事

◎糸總色染部表彰式　一月三日午後三時より西陣魚可樓に於て部役員松田長三郎小川捨吉吉津菊藏坂　幸作の四氏に對し感謝狀を贈呈し藤原部長の挨拶池田組合評議員の時況に對する感想演說あり閉會と共に宴會に移り午後八時散會せり

◎小紋染部經費決算豫算　一月五日午後五時總會を開き前年度決算及本年度豫算を承認し終りて席を木屋町鉛鶴に移し新年宴會を催し百數十名の出席ありて盛會を極めたり

昭和四年度部經費收支決算報告

收入ノ部

一金四百拾四圓九拾參錢　總收入高
內譯
一金參百八拾五圓八拾五錢　部費徵收高
一金拾五圓　ゆこう借賃
一金拾四圓〇八錢　前年繰越金
合計金四百拾四圓九拾參錢
支出ノ部
一金四百拾四圓九拾參錢　總支出高
內譯
一金四拾圓八拾錢　會議費
一金貳拾七圓五拾四錢　奬勵費
一金九拾貳圓八拾參錢　通信費
一金八拾八圓五拾錢　印刷費
一金六拾圓　書記給
一金五拾錢　諸給費
一金五拾參圓拾八錢　慶弔費
一金六圓
一金四百九拾八錢

一金參百四拾參圓〇六錢　總收入高
內譯
一金貳百四拾四圓　總會費
一金八圓五拾貳錢　通信費
一金參拾六圓　書記給
一金參拾八圓　諸給費
一金拾圓五拾四錢　慶弔費
一金參圓　雜費
差引殘額金參百四拾貳圓拾四錢
昭和五年度部經費收支決算報告
收入ノ部
一金七百參拾參圓九拾四錢　參收入高
內譯
一金參百九拾壹圓　紀經費徵收
一金參百四拾貳圓九拾四錢　前年度繰越金
支出ノ部
一金七百參拾參圓九拾四錢　總支出高
內譯
一金四百圓　總會費
一金百貳拾圓　奬勵費
一金五拾圓　慶弔費
一金參拾四　業務費
一金貳拾圓　會議費
一金貳拾圓　通信費
一金貳拾圓　印刷費
一金參拾六圓　書記給
一金貳拾圓　諸給費
一金四拾圓　慶弔費
一金拾圓　雜費
一金拾七圓九拾四錢

賦課徵收方法

一等年額　參圓五拾錢　卅一戸
二等〃　二圓五拾錢　四十八戸
三等〃　一圓　三百四拾八戸
金百六拾圓　三等〃　金壹圓　八十戸
金五拾貳圓五拾錢四等〃　金壹圓五拾錢　百七十四戸
計金參百九拾壹圓
昭和五年一月
諸色染部長　田中常太郎
會計　佐田芳松

◎新彩會組織　小紋染部中の多田友次郎德田德三郎高田武三田中正次郎小野次郎伊藤粂三郎小糸梅太郎川井留吉高木搏次郎古澤敬久の十氏は斯業の發達を圖る目的を以て新彩會なる名稱の下に各自の技能を研究し去る十四日八坂倶樂部に於て懇親會を催し一般公衆の觀覽を求め春着宣傳の第一歩を着け好評嘖々たるものありし

◎モスリン友仙總會　同部は一月八日午後一時より總會を開き中川部長初め十九名の出席に於て昭和五年度に於ける營業方針同業者間の聯絡等重要問題を協議し更に職工手間賃に就き一定賃金の標準を定めを實行せしめて染價競爭の弊害を矯正し協同利益の增進を圖ることの決議をなし職工賃金は左の標準に依り工場主は既に請負ひある注文品を酌酌し適當の時期に於て實行することゝせり

職工賃金改正標準

一宮士組及變り織　十枚建　金貳圓七拾錢
但シ十一枚以上形一枚ニ付　金拾八錢通シ
一モスリン友仙　十枚建　金貳圓五拾錢
但シ十一枚以上形一枚ニ付　金拾六錢通シ
一モスリン板場着尺　十枚建　金貳圓七拾錢
但シ上ゲ及下ゲハ形一枚ニ付　金拾八錢
一モスリンシゴキ着尺　二枚建　金壹圓
但シ上ゲ及下ゲハ形一枚ニ付　金貳拾錢
二度シゴキ　金五拾錢
一モスリン地染着尺　二枚建　金壹圓
但シ上ゲ下ゲハ形一枚ニ付　金貳拾錢
形增ハ立及ボカシ　金拾五錢
特ニ劣等品ハ之ニ準セズ

◎國練に就ての警告　丹後縮緬同業組合が監督の下に精練業を開始したる以來其製品に對する批難の聲も少なからざりしが何分創業日淺きため好結果を得ざるも漸次改善せらるゝものと信じたり然るに其後染色後に於ける成績に徵し一向進歩の實績に乏しく悉皆業者の被る損失大なる所より自然染色業者に影響を及ぼし双方間に紛議を生ずるを所組合は共同し丹後縮緬同業組合及京都縮緬商組合へ對し警告書を發送したり

貴組合ハ豫テ御計畫ノ如ク國練及之レガ檢査ノ實施ヲ斷行セラレ其目的ノ貫徹ニ勗メラレツヽアルハ實ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ然ルニ其

組合が監督の下に精練業を開始したる以來其製品に對する批難の聲も少なからざりしが何分創業日淺きため好結果を得ざるも漸次改善せらるゝものと信じたり然るに其後染色後に於ける成績に徵し一向進歩の實績に乏しく悉皆業者の被る損失大なる所より自然染色業者に影響を及ぼし双方間に紛議を生ずるを所組合は共同し丹後縮緬同業組合及京都縮緬商組合へ對し警告書を發送したり

貴組合ハ豫テ御計畫ノ如ク國練及之レガ檢査ノ實施ヲ斷行セラレ其目的ノ貫徹ニ勗メラレツヽアルハ實ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ然ルニ其

會員京都染物同業組合ハ以前染色品ノ加工上ニ就テ一直發度シタルハ染色物ノ上ニ現ハルベキ難點ニシテ之ガ責任ノ歸スル處ヲ明ニシ置クノ必要ヨリ再三協議ヲ重ネ遂ニ丹後精練加工ニ於ケル欠點ヨリ惹起シタル責任ハ亳モ染色業者ノ負荷スベキモノニアラザルコトヲ決議シ在京各關係團体ヘ發表シタリ然ルニ以來最モ密接ノ關係ニ在ル業者タル京染呉服悉皆同業組合員一同ハ日夕諸方ノ注文主ヨリ寄託セラル、染色物ニ對スル非難ノ聲ハ日々倍加シ來リテ一大恐慌ヲ惹起シ之ガ原因ヲ研究シタル結果ハ多クハ精練ノ不完全ニ歸セルモノ、如シ果シテ然ラバ今之レヲ漫然不問ニ附シテ顧ミザランカ之ガ爲ニ業者ノ衆ムル打擊ハ甚大ナルモノニシテ終ニ斯界ノ信威ハ勿論技術加工上ノ眞價ヲ完全ニ發揮スル能ハザルノ否運ニ遭遇スルコトハ瞭カナル事實ニシテ京都產業ノ一大損害ト謂ハザル可カラザルナリ惟フニ其原因タルヤ何レモ縮緬精練工程ノ全然不完全ニ基ヒスルモノトセバ貴組合ニ於テハ直チニ改善ノ方法ヲ講ゼラレ完全ナル製品ヲ需用者ニ供給セラル、義務アルハ勿論ノ事ト信ズ一方之レガ京都染物同業組合並ニ京染呉服悉皆同業組合トハ相互ニ研究機關ヲ設置スルノ必要アルハ勿論一方貴組合ニ對シ精練檢査ノ嚴密ナル實行ヲ要望セザル可カラザルナリ從來京都ニ於テ精練セル時代ハ染色注文主ニアリテハ其生地ノ品質ハ勿論染種類ニ應ジテ練加工上ノ注意ト努力トヲ拂ハシメ以テ染難ノ絕無ヲ期シタルモ尚ホ時ニ其意ノ如クナラザルモノアリシヲ惧ミトセリ然ルニ現在國練品ヲ取扱フ以後ノ成績ニ徵スレバ染色加工上ニ現ハル、欠點ノ遙ニ多キヲ見レバ練工程ノ不充分ヨリ生ズル結果ニアラザルナキカヲ疑フハ亦故ナキニアラザルベシ

申ス迄モナク京都ノ染色技術ハ他ノ方面ニ於テ追隨ヲ許サザル特徵ヲ有シ其產額西陣織物丹後縮緬ト並ビ稱セラル、重要物產タルコトハ一般周知ノ事ナリ然ルニ染色加工後只前ニ反シ染難ヲ生ズルモノ多ク其原因ガ精練上工程ノ結果如何ニ歸因スルモノトセバ宜シク此際合理的ニ極力改善ノ實ヲ擧グラレ其非難ヲ

時ガト共ニ相反協調シ以テ武運上ノ發展ヲ期盧シ關係業者ガ共存共榮ノ歸着點ニ御考慮ト御盡力アランコトヲ貴組合ニ要求スルハ敢テ正鵠ヲ失シタルモノニアラザルベシト信ジ茲ニ同業ヲ代表シ此旨警告致候也

昭和五年一月

京染呉服悉皆同業組合
京都染物同業組合

丹後縮緬同業組合長殿
京都縮緬商組合長殿

試驗場記事

交織物の染色法

二種以上の纖維より成る織物即ち交織物は往時は其需要があまり多くなかつたのであるが近時經濟的の關係上或は嗜好の向上等から日を追よて益々盛んにこれを用ふる樣になつた。順つて其染色法も簡單には解決せず複雜になるものである。

次に交織物の製造の目的を擧げる

一、經濟的の見地より考へて一つの織物に高價な少量の纖維を用ひ他の大部分は比較的低廉な纖維を用ひて製織し高價なものをなるべく外部に出して其織物をして纖維の眞價値以上に美觀を呈せしむるもの

二、特殊の染色法に依りて簡單に搞或は模樣を出さしむるもの

三、織物に特殊の風味を與ふるもの

四、使用上の便宜を與へるもの

五、特殊の加工法に依り特殊の外觀を呈せしめるもの

上記の目的を達せしむるため製造せられた織物は種々あるが現今市場にあるものを大別するときは次の數種と

一、絹織交織物　二、絹人造絹糸交織物
三、絹毛交織物　四、毛人造絹糸交織物
五、綿毛交織物　六、綿人造絹糸交織物
七、絹柞蠶交織物　八、絹山繭交織物
九、絹綿毛交織物　一〇、絹人絹山繭交織物

以上交織物を製織上のことは專門外のことであるからこれに就いては述べずに染色法に就いて詳述する

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

發行兼編輯人　新野眞悳
印刷人　森本理一郎
京都市油小路通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

公示

◆公示第四號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此段公示ス

昭和五年二月

京都染物同業組合

組長　木伊三郎

茶染部員　木村勘兵衛徒弟
〃　〃　板倉フイコ
友仙染部員矢田　金彌〃
〃　〃　川島富吉
〃　〃　鳥山新七
〃　〃　伊東伊松
〃　〃　宇佐美由太郎〃
〃　〃　伊藤金次郎
〃　〃　田中喜三
〃　〃　森　和夫
〃　〃　加藤清吉
引染部員　田中喜一郎
張物部員　鈴木正太郎
〃　〃　小林忠一
〃　〃　石黒萬次郎

◆公示第五號

任期滿了ニ付選擧就任シタル正副部長左ノ通リニ付此段公示ス

昭和五年一月

京都染物同業組合

組長　木伊三郎

茶染部長　北村平三郎
同副部長　原　民三郎
引染部長　三浦秀造
同副部長　小谷浸吉

◎各部役員選擧

任期滿了に付き改選せられたる各部役員氏名は左の通り

○形彫部役員氏名

會計　宮村久藏

代議員（十七名）

山内平藏　藤橋宜章　芝田茂三郎
森伊三郎　上野助次郎　山田源次郎
宮原彌助　北村清次郎　山田他二郎
内藤長三郎　寺谷榮助　高田庄太郎
小野幸次郎　高木嘉一郎　戸波初三郎
奥田和三郎　岡本良之助

○引染部役員改選

會計　中川與三郎

代議員（九名）

八木喜作　松林三郎　松浦清太郎
松本甚太郎　松村新之助　元木肇
吉安龍太郎　中川與三郎　畑季次郎

○湯剪斗部役員改選

會計　木富三郎

代議員（十二名）

安田新太郎　吉田安藏　野崎藤三郎
三輪伊兵衛　大森新太郎　船井米松
畑久吉　弓倉儀三郎　中西勘三郎
木村亮三　八田善七　河村末吉

◎絹帛輸出物の檢査

從來輸出絹帛中友仙物は特種の染物として除外せられつゝありしも本年三月一日より檢査を實行する旨該檢査所より通知し來れり

友禪捺染ノ染色品檢査ニ關スル通牒ノ件

昭和四年十月十六日附ヲ以テ輸出絹織物取締法施行規則改正セラレ本年一月一日ヨリ施行致シ候ニ付テハ輸出富士絹及輸出スパンクレープ並ニ其ノ類似品ノ染色シタルモノニ付檢査ヲ行フコト、ナリ又前記品種ノ友禪、捺染ノ染色ヲ施シタル製品ニモ檢査ヲ行フコト、ナリ從テ之レガ檢査ニ合格シタルモノニアラザレバ輸出ガ出來ザルモノニ有之候條貴組合員（貴會員）ニ對シ右ノ趣旨充分徹底セシムル樣御示達相成度御依賴旁々此段及通牒候也

◎商工省の注意書

商工省商工務局長より京都府を經て左の通告あり

輸出織物ノ染色業者ガ染色シタル輸出絹織物ト組合セ輸出スル爲ノ白生地ヲ精練スル場合ニ限リ、精練業ノ許可ヲ要セザル旨昭和三年八月二十五日附工第六七四八號ヲ以テ依命通牒相成候處元來右通牒ノ趣旨ハ右ノ如キ白地ニ付テハ特ニ染色品ニ於ケルト同一ノ特殊ノ精練整理ヲ必要トスル爲同一ノ染色業者ヲシテ染色セルト同時ニ之ヲ爲サシムルヲ適當ト認メ（斯クノ如キ染色品ニ於ケルト同一ノ特殊ノ整理加工ハ一般白地ノ精練整理ト異ルヲ以テ）輸出絹織物取締法ニ依ル精練業ノ許可ヲ要セルモノトナシタルニ外ナラズ從テ染色シタルモノト組合セタルベキ生地トハ染色品ニ於ケルト同一ノ特殊ノ精練整理ヲ施シタルモノヲ指樣スルモノニシテ之ガ輸出ニ際シテモ各梱包毎ニ染色品ト組合セ荷造リセラル、コトヲ必要トスル義ニ有之候然ルニ當業者中ニハ右組合セノ意義ヲ廣義ニ解シ單ニ染色品ト同時ニ出荷セラル、ニ過ギザル白地ヲモ右組合セ品トシテ取扱フモノト誤解スル向モ有之取締上支障不尠候條右ノ趣旨充分徹底方示達相成度此段及通牒候也

練物部は去る二十三日午後二時より總會を同き時況問題に對する救濟的方針を協議したる後、前年度部經費收支決算及本年度部經費收支豫算を附議したり

昭和四年度練物部經費收支決算

金壹百八拾七圓四拾五錢　昭和三年度繰越金
金五圓七拾九錢　與行預金利子
合計金壹百九拾參圓貳拾四錢

內譯

金貳拾圓也　事務取扱費
金八圓也　慶弔費
金拾圓也　雜費

合計金參拾八圓也

差引殘金壹百五拾五圓貳拾四錢

昭和五年度練物部經費收支豫算

收入ノ部

金壹百五拾五圓貳拾四錢　前年度繰越金
金壹百四拾五圓也　昭和五年度經費徵收金
合計金參百圓貳拾四錢

內譯

金壹百貳拾圓也　會議費
金參拾圓也　印刷費
金參拾圓也　慶弔費
金參拾圓也　事務費
金拾五圓也　通信費
金貳拾五圓貳拾四錢　雜費
金五拾圓也　豫備費
合計金參百圓貳拾四錢

賦課徵收法

金拾五圓也　一等一ヶ年五圓也　三戸
金四拾圓也　二等同　四圓也　十戸
金參拾參圓也　三等同　參圓也　十一戸
金參拾七圓五拾錢　四等同貳圓五拾錢　十五戸
金拾九圓五拾錢　五等同壹圓五拾錢　十三戸
右上六ヶ月下六ヶ月ノ期間隨時徵收ス

洗色拔部前年度部經費收支決算及本年度部經費收支豫算は左の通り決定し報告せられたり

昭和四年度部經費收支決算報告

收入ノ部

金壹百五拾九圓參拾四錢　總收入高

內譯

金壹百參拾六圓四拾錢　部經費
金壹圓貳錢　利子
金貳拾壹圓九拾貳錢　前年繰越金
支出之部

金壹百參拾五圓九拾六錢　總支出金

內譯

金貳拾四圓八拾錢　會議費
金七拾七圓參拾錢　總會費
金拾八圓七錢　慶弔費
金五圓七拾九錢　通信費
金拾圓　雜費
差引殘額金貳拾參圓參拾八錢　翌年繰越金

一、絹綿交織物及絹人造絹糸交織物

人造絹糸の需要が盛んになるに從ひ絹綿交織物は現在では多く見られず主に絹と人造絹糸との交織物が盛んに製造せられ、絹に紡績絹糸をも使用せられるものである、この交織物は兩種纖維を異色に染色する場合と同色に染色する場合との二種あつて前者はその交織物をして明かに人造絹糸との交織物であることを示すものであるが後者はこれに反し同一纖維より成るものであると見さしめる場合が多い。

絹綿の場合も絹、人造絹糸の場合もその染色法は同樣である

A、異色染色法

この方法に依るものは交織物製造の目的中の（二）に重に屬するもので兩種纖維を異色に染色する以外に絹のみ染色して他を白のまゝ殘すこともある。又人造絹糸のみを染色して絹を殘すこともまれにはあるものである。

こゝに用ふる人造絹糸は主にヴイスコース人造絹糸であるが他種の人造絹糸卽ちキユープラアンモニウム人造絹糸シャールドネネ人造絹糸セラニース等をも使用することが出來る。この場合セラニースを使用するときはセラニースは他種人造絹糸とその性質を異にして居るため特殊の結果を表はすことが出來る。

卽ちセラニースは特殊の染料の外染着性を有せないものであるからこれを交織したものはセラニースを白く殘し他の二種の纖維を異色に染色するか又は三種の纖維を異色に染色することも出來る。尙セラニースのことに就いては後に詳述することがある。

イ、絹綿又は絹、人絹交織物異色染色法

（但しセラニースを交織せざるもの）

この場合には次の二種の染料が必要である。

甲、綿又は人造絹糸のみを染色し絹を殆んど染色せざる染料

乙、絹のみを染色し他を汚染せない染料

甲の染料としては直接染料、硫化染料、建染々料等から選擇することが出來るが染織物の性質上硫化染料、建染々料等は使用することは困難であるから直接染々料等は使用するのが便利である。多數の染料を試驗して次記の染料を適

青色染料

デイフエニール　ブラツ、アント　ブルーFF
ナイアガラ　スカイ　ブルー　6B
クロラミン　スカイ　ブルー　FF
チカゴ　ブルー　6B
ダイアミン　スカイ　ブルー　FF
ナフタミン　ブルー　12B
オキザミン　スカイ　ブルー　6B
クロラミン　ブルー　3B
コンゴー　ブルー　3B
ダイアテル　ブルー　H3G
ナフタミン　ブルー　3BX
ダイアミン　ブルー　2B
ナイアガラ　ブルー　2B
ベンゾ　ブルー　2B
ナフタミン　ブルー　2BX
ダイアテル　ブルー　H2G
ユフポン　ダイレクト　ブルー

黃色染料

ナフタミン　エロー　GNF
〃　〃　GF
〃　〃　ファスト　エロー　A
〃　〃　〃　AR
ダイレクト　エロー　R
〃　〃　〃　G
クロラミン　エロー　G
サン　エロー　GR
イリイ　エロー　PP

赤色染料

ダイレクト　ローズ　BT
ダイアミン　ローズ　BD
ナフタミン　ファスト　スカーレット　E4B
イリイ　ファスト　スカーレット　MB
〃　〃　〃　DC
〃　〃　〃　LB

橙色染料

ナフタミン　オレンヂ　G
〃　〃　〃　2R
ベンゾ　ファスト　オレンヂ　2RL
ポリフエニール　オレンヂ　R

紫色染料

ブリツ、アント　ベンゾ　バイオレット　B
〃　〃　〃　2R

黑色染料

ナフタミン　ブラック　CE
ダイアミン　ブラック　BH

以上の染料は絹を汚染すること少く殊に炭酸ソーダ、石鹼等を少量混ずることに依つて一層良好な結果を得られるものである。

乙の染料はこれを酸性染料中に求めなければならぬ。酸性染料の大部分のものは人造絹糸や木綿に對しては染着しないものであるがあまり濃厚に絹を染色するときには物理的に植物性纖維に吸着するものである、故にこれを染色後温湯（少量の醋酸を添加する方良好）で洗滌するときは植物性纖維に附着した染料は洗落することが出來る。

次に擧げるものは最普通に使用するものである。

ウール　ブルー　SS
アジユア　ブルー　Z
シトロニン　G
フラスト　ウール　グリーンB
アシッド　バイオレット　各種
クロセン　スカーレット　各種
ファスト　ウール　エロー　各種
ナフチラミン　ブラウン　I
バラチン　ブラック　4B

次に染色性に就いて述べる。二色染の場合には普通は人造絹糸や綿の方を先づ染色し次に酸性浴で絹を染色するものであるが絹が非常に濃厚な色の場合には初めに絹を染色することも出來る。

一般の場合には初め人造絹糸を染色し次に絹を染色する。人造絹糸を染色するときは次の助劑を添加する。

炭酸ソーダ　二—三%
マルセール石鹼　一—二%
芒硝　五—一〇%

温度は攝氏七〇—八〇度が適當である。

染色後水洗し酸性染料で醋酸を助劑として染色する。染色の温度は五〇—六〇度が普通である。

人造絹糸を特に濃厚に染色するときは前記の方法に依つても絹を汚染するものであるからかゝる場合には絹帛類を染色前カタノールW三—五%の割合に温液で浸し約二〇分の後前と同樣の方法に依つて染色する。カタノールWの液中に染料及助劑を添加するものである又カタノールWの所理することなくこれを染浴中に他の助劑と共に添加しても効果のあるものである、總てカタノールWを使用するときは絹が酸性染料で染色し難くなるからこの場合には絹をそのまゝ染色しないで殘すか又は淡色に染色するときに應用するので鹽基性染料で淡く上掛する場合等には適當である。

絹を極めて濃色に染色し他を淡色のときには初めに絹を染色し次にアルカリを加へないで人造絹糸を染色する。この際アルカリを添加するときには絹の染色が脫落するから注意を要す。

又甲、乙染料を混合して同一浴で二色に染分けすることも出來るがこの方法はあまり鮮明な色の場合には適當しない。（つゞく）

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造卸問屋
澁新老舗
電話上二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

© Kyozomekai

昭和五年二月

洗色夜部長　青木勘次郎
同會計　永井源治

次ぎに糸絽色染部も左の通り決定報告の手續をなせり

昭和四年度部經費決算報告

牧入ノ部

一金參百五拾八圓拾錢　部經費收入總額
一金壹百五拾貳圓五拾錢　前年度繰越金
合計金五百拾圓六拾錢

支出ノ部

內譯

金壹百七拾七圓〇七錢　勸業費
金拾九圓〇五錢　印刷費
金拾圓也　書記給
金貳拾圓也　事務費
金拾貳圓也　通信費
金拾壹圓也　會議費
金拾壹圓也　雜費
合計金貳百六拾圓拾貳錢
差引殘金貳百五拾圓四拾八錢　翌年繰越金

昭和五年度部經費收支豫算

牧入ノ部

一金四百五拾四圓四拾錢　經費等級割
一金參拾貳圓八拾錢　同　戸別割
一金貳百五拾圓四拾八錢　前年度繰越金
合計金七百參拾七圓六拾八錢

支出ノ部

內譯

金參拾圓也　書記給
金五拾圓也　印刷費
金四拾圓也　通信費
金參拾五圓也　事務費
金貳百五拾圓也　會議費
金貳百五拾圓也　勸業費
金八拾貳圓六拾八錢　豫備費
合計金七百參拾七圓六拾八錢也

昭和五年二月

糸絽色染部々長　藤原定次郎
同會計　小倉芳之助

◎紋上繪部　來る廿一日午後六時より役員會を開き本年度に於ける徒弟競技會に關する方針を定め四五月の中開催することの決議をなし更に本年度部經費收支決算及本年度の豫算を議決し左の報告をなせり

昭和四年度部經費收支決算報告

牧入ノ部

一金參百五拾貳圓拾貳錢　牧入總高

內譯

金貳百五拾八圓五拾五錢　部經費徴收高
金八拾圓也　組合補助金
金拾圓拾七錢　前年度繰越金
金參圓四拾錢　雜收入

支出ノ部

一金參百九拾圓〇四錢　支出總高

內譯

金壹百八拾六圓　競技會費
金參拾六圓六拾錢　勸待費
金參拾五圓也　會議費
金四拾圓也　雜給費
金參拾四圓四拾六錢　事務費
金拾參圓五拾錢　印刷費
金四拾參圓五拾九錢　雜費
差引不足金參拾七圓九拾貳錢也

昭和五年度部經費收支豫算

牧入ノ部

一金參百貳拾八圓五拾五錢　牧入總高

內譯

金貳百五拾八圓五拾五錢　部經費徴收高
金七拾圓也　組合補助金

支出ノ部

金參百貳拾八圓五拾五錢　支出總高

內譯

金壹百八拾圓也　競技會費
金參拾圓也　勸待費
金參拾圓也　會議費
金貳拾圓也　雜給費
金拾五圓也　事務費
金五圓也　印刷費
金拾圓六拾貳錢　雜費
金參拾七圓九拾參錢　前年借金償却

一等戸　賦課法　金參圓五拾八錢
二等戸　金參圓拾錢
三等戸　金貳圓六拾四錢
四等戸　金貳圓拾貳錢
五等戸　金壹圓六拾八錢
六等戸　金壹圓拾八錢

昭和五年二月

紋上繪部長　佐々木嘉助
同會計　笠浪猪之助

◎悉皆同業組合の交渉　舊冬悉皆同業組合より染價値下げの件に付き別項の如く書面を以て交渉する處ありしも要求事項が漠然たるものにて只口頭を以て現在の實情よりして答辯すべき事の困難なる所以を申告し置きたるに是非書面に依る答書を得たき旨再三照會せられ已むなく本月六日午前九時より組長は關係部の重もなる人々を召集し悉皆同業組合の要求に就て意見を徴せられたる結果各自の意見を綜合し即日該組合へ答申書を發し置けり

組合員は能く書面の意味を了解して注文主に對せられたく又當組合としては該組合の要求を容るゝ餘地なきものと信じ居れば强硬なる取引方針の下に組製濫造の弊に陷らざる樣注意わりたきものなり若し注文主にして理由なく染價工賃の不拂或は遲滯する向きあらば直に申告せられたし兩組合間に於ける往復書面は左の如し

拜啓

本組合ハ左記ノ件ニ付貴組合ノ御考慮ト併セテ御承認ヲ求メ度存候

金解禁經費節約等ノ聲ニ脅サレタル我經濟界ハ極度ノ不振ニ陷リ候就中我染色界ハ其打擊ノ最モ甚シキモノニシテ低廉ナル地方染業者ノ壓迫ヲ受ケ現在ノ染價ニテハ迚モ低廉ナル地方染業者ノ蠶食ヲ免レ難ク且ツ諸物價低落ノ趨勢ニアル現下ノ狀態ニ鑑ミテ京染ノ染價モ多少ノ値下ヲ爲スニ非レバ到底現狀ヲ維持シ能ハザルモノト認メ候從テ此際職方工賃ノ低下ヲ要望スル次第ニ御座候就テハ至急御詮議ノ上何分ノ御回答奉待上候　敬具

昭和四年十二月十六日

京染呉服悉皆同業組合
組長　池垣文治郎
京都染物同業組合長　八木伊三郎殿

答申書

京染呉服悉皆同業組合ハ京都染物同業組合ニ對シ職方染價工賃ノ低下ヲ要望スルコトノ交渉ニ係ル書面ニ基キ各部代表者ノ意見ヲ徴セラレタルニ付左ノ通リ答申致候

一、現在染價工賃ハ注文主ト被注文主トノ間ニ於テ直接交渉ナシ隨意協定取引ヲナセルヲ以テ現在ハ部員ノ實情ヲ詳知スルヲ得ズ

一、既ニ一定ノ染價ニ段々認ムベキモノナク從ツテ各自ノ取引態ガ其趣キヲ異ニスルモノニ對シ單ニ漠然タル値下ヲ要求セラルヽモ部長トシテ何ニアル答申ヲナスヲ得ス

一、右ノ次第ナレバ悉皆同業者ニシテ値下ヲ要望セラルヽナラバ現在各國商店ガ取引セラルヽ染價ニ對シ實際支拂額ヲ職方軒別ニ記載シ之レヲ組合書ノ提供ヲ要求ス

一、部ハ右ノ明瞭ナル基キ値下ノ餘地アルモノ又ハ値下ノ餘地ナキモノトノ區別ヲ明カニシ以テ部員ヲシテ要望ノ幾分ニ副ハシムベキ勢ヲ採ルヲナラザル所トス

以上ノ實情ニアリ以テ此際團体交渉トナシ得ベキモノニアラズト確信ス

昭和五年二月十六日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

◎營業改稱申出　本年屆出は三月一日より十五日迄組合事務所に於て取扱ふ筈に就き希望の方は前年の水上げ高全部と營業上に要せし經費の全部を記載し持參せらるべく又本年は調査員の改選ある筈に付き期日内に手續なきものは無資格となる故に付き後れざる樣特に注意し置く

◎絞模樣染色法特許　組合員下京區岩上通佛光寺下ル戸田牟三郎氏は多年絞模樣染の研究中なりしが今度目的を完成し豫て特許出願中の處漸く特許番號八四三七一號を以て登錄せられたり

絞模樣染色法

發明ノ性質及目的ノ要旨

本發明ハ任意ノ模樣ヲ染色スル工程ト之カ全面ニ姫糊液ヲ塗布乾燥セシムル工程ト次ニ該鹿ノ子模樣部分ニ對シ鹿ノ子絞染同樣絞リ絲ニテ縮纈ヲ行フ工程ト後之ヲ水洗シ次ニ醋酸液中ニ浸漬シタル後乾燥シテ絞リ絲ヲ解除スル各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ル絞模樣染色法ニシテ其目的トスル所ハ友仙染等ノ各種模樣染ト絞リ染同樣ノ外觀ヲ有スル鹿ノ子絞リトノ相混在シテ現シタル極メテ優雅ナル染布ヲ容易ニ得ントスルニ在リ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ハ任意ノ可染布ノ友仙模樣ノ任意ノ模樣ト鹿ノ子模樣ヲ染色スル工程ト之カ全面ニ姫糊液ヲ塗布乾燥セシムル工程ト次ニ該鹿ノ子模樣部分ニ對シ鹿ノ子絞リ染同樣絞リ絲ニテ縮纈ヲ行フ工程ト後之ヲ水洗シ次ニ醋酸液中ニ浸漬シタル後乾燥シテ絞リ絲ヲ解除シ次ニ各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ル絞模樣染色法ニシテ其目的トスル所ハ友仙模樣等ノ任意ノ鹿ノ子模樣ト西田鹿ノ子其他ノ鹿ノ子模樣トヲ相混在シテ染色シタル後之カ布面全面ニ米糊ノ如キ姫糊液ヲ加ヘ蒸上ケタルモノニホウシテ約八分ニウスメタル姫糊液ヲ塗布シ乾燥シ次ニ該染出模樣中ノ鹿ノ子模樣部分ノ鹿ノ目ニ從ヒ普通ノ鹿ノ子絞リ染同樣ニ絞リ絲ニテ縮纈シタル後之ヲ水洗セシラ附着糊ヲ記事シ次ニ〇・五「パーセント」位ノ醋酸中ニ少時間浸漬セシメ後乾燥シテ絞リ絲ノ解除シタ之ヲ完成スルモノトス

在來普通ノ友仙染等ノ模樣部ノ子絞リ染トヲ同一生地中ニ染出スコトハ甚タ困難トセラルヽトコロナルモ本方法ニ於テハ豫メ地模樣等ト共ニ所好ノ鹿ノ子模樣ノ染出シノ置キタル後該鹿ノ子模樣部分ニ對シコレニ致シタル縮纈ヲ施シテ絞リヲ起生シ之レヲナル爲メ外觀殆ント絞リ染ト異ナラザル鹿ノ子絞リ模樣ヲ顯出シ得ルモノニシテ該鹿ノ子模樣部ハ姫糊液ヲ塗布乾燥シタル後之レヲ縮纈スルモノナル爲メ水洗セシムルモ該部分ノミハ糊張リヲ殘存シテ生地ノ緊張ヲ保持セラルヽト共ニ醋酸液處理ニ依ルヘシ

入會ノ諾否ハ理事會ニ於テ之ヲ決定ス

第七條　新ニ入會スル者ハ其際入會金ヲ納付スルモノトス

入會金ハ毎年定期總會ニ於テ其ノ金額ヲ定ム

入會金ハ退會又ハ除名ノ場合ト雖モ之ヲ還付セス

第八條　會員ハ會費トシテ年額金參拾六圓ヲ理事長ノ指定スル期日ニ納付スルモノトス

第九條　會員ハ本協會ノ經費ヲ負擔シ決議シタル事項ヲ履行スル義務ヲ負フ

第十條　會員ニシテ信用失墜シ又ハ本協會ノ決議ニ從ハサル者若クハ協會ノ體面ヲ汚辱シタル者ハ理事會ノ決議ヲ以テ除名スルコトヲ得

第十一條　本協會ノ業務ヲ處理スル爲ノ理事若干名ヲ置ク

理事ハ連帶シテ業務執行ノ責ニ任ス

理事ハ其ノ互選ヲ以テ理事長一名常務理事若干名ヲ定ム

第十二條　理事長ハ協會ヲ代表シ會務ヲ總括ス

理事長事故アルトキハ常務理事之ニ代ル

第十三條　本協會ノ業務ヲ監査シ會計ノ監督ヲナス爲メ監事若干名ヲ置ク

第十四條　役員ノ任期ハ一年トシ總會ニ於テ之ヲ選定ス

役員ハ會員ニ非サル者ヲ以テ之ニ充フルコトヲ得但シ其ノ員數ハ會員ヨリ還ハレシ者ノ數ヲ超ユルヲ得ス

第十五條　本協會ニ顧問相談役ヲ置クコトヲ得

第十六條　理事長ハ事務處辨ニ必要ナル委員ヲ囑託シ又ハ職員ヲ置クコトヲ得

第四章　會議

第十七條　定期會員總會ハ毎年十二月之ヲ開キ豫算其他重要ナル案件ヲ議決ス

臨時會員總會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク

理事長ハ會議ノ議長トナル

第十八條　會議ハ總數ノ三分ノ一以上出席シ出席者過半數ノ同意アルニ非ラサレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ同一事件ニツキ二回以上ノ招集ナルトキハ其ノ出席者ノ多數ヲ以テ之ヲ決議スルコトヲ得可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第十九條　本協會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第二十條　經費ハ入會金會費及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條　經費ノ收支決算ハ事業報告ト共ニ會員總會ニ報告シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第六章　附則

第二十二條　本協會解散ノ場合ニ於ケル財產ハ其年度ノ屬スル經費ノ負擔額ニ按分シテ之ヲ還付ス

第二十三條　本約款ノ改正ハ會員三分ノ二以上同意アルコトヲ要ス

試驗場記事

試驗場　森　弘

ロ、絹、人造絹糸及セラニース交織物異色染色法

（承前）

前述した如くセラニースは普通人造絹糸と其染色性を全然異にして居るものであるから、これを含有する交織物は三色染を行ふことが出來る。この場合セラニースを白く殘す場合と三纖維共染色する場合とある。

こゝに注意すべきことはセラニースを含有する交織物の精練法である。セラニースは其纖維の組成中に醋酸基を含有し、これに依りセラニースの特性を發揮するもので、これを失ふときには直ちに其特性をも消失するものである。この醋酸基はアルカリ性の藥品に依り容量に失はれるもので從つて絹糸との交織物の精練に際して强アルカリ性の硅酸ソーダ、苛性ソーダ等の量は注意して過剩にならない樣にすること肝要で、特に苛性ソーダは如何なる場合に於ても添加してはいけない。

硅酸ソーダは少量の場合には差支へないがなるべくこれを避け石鹼を多くしこれに炭酸ソーダを加へた浴で精練するのが良好である。

又セラニースは攝氏七十五度以上の高熱に於て所理すると醋酸基は消失しないが物理的に光澤を消失し收縮して殆んど羊毛の樣になる。

©Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百六十四號
昭和五年三月二十五日印刷
昭和五年三月二十五日発行
毎月一回発行
印刷人　新野貞恵
印刷所　森本理一郎
発行所　京都市旅籠通竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

公示

◆公示第六號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登録ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和五年三月

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員伊東清二郎徒弟　文吉　事

◆公示第七號

左記ノ者徒弟契約期間中ニ満了シ付組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ資格ヲ停止シ此旨公示ス

昭和五年三月

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

形彫部員　青山　鶴吉徒弟　山下常次郎

昭和四年度湯製斗部経費収支決算

牧入ノ部

一金貳百八拾參圓七拾參錢　総收入高

内　譯

金貳百七拾六圓貳拾錢　部經費徴收高
金七圓五拾參錢　前年度繰越金

支出ノ部

金貳百七拾六圓貳拾錢　総支出高

内　譯

金五圓八拾錢　文具費
金參圓五拾錢　備付品費
金貳拾參圓九拾錢　雑費
差引殘金七圓五拾參錢　翌年度繰越金

昭和五年度湯製斗部經費收支豫算

牧入ノ部

金貳百貳拾四圓七拾參錢　総收入高

内　譯

金貳百拾七圓貳拾錢　部經費徴收高
金七圓五拾參錢　前年度繰越金

支出ノ部

金貳百貳拾四圓七拾參錢　総支出高

内　譯

金六拾四圓也　會議費
金參拾五圓也　事務費
金貳拾五圓也　通信費
金貳拾圓也　印刷費
金參拾五圓也　慶弔費
金拾圓也　文具備品
金拾四圓七拾參錢　雑費
金參拾圓也　豫備費

部經費賦課徴收法

一等年額　金貳圓四拾錢　廿六戸　金六拾貳圓四拾錢
貳等同　金壹圓貳拾錢　五十戸　金六拾圓
三等同　金六拾錢百五十八戸金九拾四圓八拾錢
計金貳百拾七圓貳拾錢

以上

昭和五年三月

湯製斗部　部長　北村市次郎
會計　荒木富三郎

雑錄

◎友仙部絹帛區規約改正

目下の不況に際し各種屬中尤も其影響を受くる甚だしきものにて注文數量日に減少する結果同業者間には營業の困難なるより徒らに染價の競爭をなし收支の償ふものなきを知りながら注文の蒐集に努むるより染價は益々低落し反て自滅を招くもの多きより部役員は今日に於て之れらの弊害を矯正する方法を講ぜざれば同業者は共倒れの悲境を免れざるべしとて一月以來役員會或は總會を開き之れが對策を講じつゝありしも適當の方法を得ざるも兎も角規約を設け之に基き順次方法を設け實行することゝし去る本月十一日午後一時より總會を開催し左の規約を制定し發表し尚ほ同業者工場所在地區域を二十五區に頒ち一區毎に委員二名を置き事務の分擔をなさしむる筈にて其委員を選擧したり即ち第一區は丸太町以北鞍馬口迄堀川以東

委員　内記忠太郎　土田　信治
第二區　四條以北丸太町迄堀川東
委員　沖野榮三郎　東　圭一
第三區　四條以南六條以北堀川東
委員　松浦勇次郎　大泉　貞章
第四區　三條以北丸太町以南千本以東
委員　柴山彌左衛門　栗津拾吉
第五區　三條以南四條以北大宮東
委員　福村富三郎　北島榮次郎
第六區　四條以南松原迄大宮東
委員　森田菊之助　豊藤治三郎
第七區　松原以南七條迄堀川大宮間
委員　未定
第八區　四條以北三條南大宮壬生電車通東
委員　木内晴三郎　表　長作
第九區　四條以北三條南山陰線東
委員　内田松之助　椿　直
第十區　佛光寺四條間大宮西坊城東
委員　間所伊太郎　大塚治太郎
第十一區　佛光寺松原間大宮西坊城東
委員　山本兼三郎　永江　久吉
第十二區　佛光寺四條間坊城山陰鐵道東
委員　河田榮太郎　小林久三郎
第十三區　松原佛光寺間坊城山陰鐵道東
委員　兒玉　林内　北村與四郎
第十四區　松原佛光寺間山陰鐵道東
委員　青山鶴三郎　門脇　友平
第十五區　三條丸太町間千本紙屋川東
委員　百村勝次郎　石川　嘉助
第十六區　三條四條間山陰線西大路電車道東
委員　中川富之助　藤野　慶三
第十七區　四條佛光寺間山陰線堀子川東
委員　小西勇次郎　岡田　剛三
第十八區　佛光寺松原間山陰線堀子川東
委員　兒玉官太郎　西島竹次郎
第十九區　松原四條間堀子川高山寺東
委員　田中　弘　瀧瀬仙五郎
第二十區　松原七條間天神川東
委員　未定
第廿一區　高山寺紙屋川間三條松原北
委員　中川　三郎　内貴　庄八
第廿二區　東九條一圓
委員　野村覺太郎　狩野　晳
第廿三區　左京區一圓
委員　坪田光太郎　西　好太郎
第廿四區　西院山ノ内一圓
委員　田中　万吉　中村廣太郎
第廿五區　太秦嵯峨野梅津一圓
委員　大野　栉三　源田芳之助

京都染物同業組合友仙區規約

第一章　總則

第一條　當區ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之ヲ設置シ京都染物同業組合友仙部絹帛友仙區ト稱ス

第二條　當區ハ絹帛友仙染絹帛更紗染營業者ヲ以テ組織ス

第三條　本區事務所ハ京都染物同業組合事務所内ニ設置ス

第四條　當區及ヒ役員ノ印章ハ左ノ如シ

（印章略）

第二章　目的及業務

第五條　區員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一斯業ノ改良發達ヲ圖リ利益ヲ增進スルコト
二營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
三工賃最低價格標準ヲ制定シ粗製濫造ヲ防遏スルコト

© Kyozomekai

この點染色中にも注意を要することであるが、精練に際して内地向の織物は後腐點で精練するものであるから從つて普通の方法では不適當である。織物の密度の粗いものは七十五度位でも精練することが出來る。面し精練に高温を要するものは次の方法に依るときはセラニースの物理的性狀を損せずに精練することを得るものである。

それは精練浴中に鹽化加里を添加するもので種々試驗の結果精練液一立に對し一〇〇瓦の鹽化加里を加ふるものでこれに依り一〇〇度で精練してもセラニースは何等變化しない。即ち絹が精練出來ると同時にセラニースも完全に現狀を保つことが出來る。

この方法は今のところ最も適當で他に方法は見られない。只鹽化加里を多く要するのは欠點であるがこれは精練浴を冷却すると底に結晶するから回收することも可能である。

イ、セラニースを防染し他の纖維を異色に染色する方法

ヴイスコース人造絹糸と絹とを異色に染色しセラニースを染色せないでそのまゝ殘すものでこれには次の二種の染料を必要とする。

甲、セラニースを防染し人造絹糸を染色し絹を汚染すること少い染料

乙、セラニース及ヴイスコース人造絹糸を汚染せない染料

甲の染料は直接染料中から選擇した

チカゴ　ブルー
ナフタミン　ブルー　12B
〃　〃　2BXF
〃　〃　3BXF
オキザミン　スカイブルー　6B
ダイアミン　スカイブルー　FF
サン　エロー　G
〃　〃　R
クロラミン　エロー　G
ダイレクト　エロー　R
ナフタミン　エロー　GNF
〃　〃　GF
〃　〃　PD
〃　〃　B
〃　〃　BB
〃　〃　BBB
〃　〃　BBBB
〃　〃　BBBBB
〃　〃　BBBBBB
〃　〃　BBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB
〃　〃　BB

四技術研究ノ方法ヲ設ケ斯業ノ發展ニ力ムルコト

五職工及徒弟ヲ教養シ並ニ之レカ取締ヲ爲スコト

第六條　注文主ニ對シタハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサヌ誠實ナル取引ヲナスヘシ

第七條　區員ノ不利益ヲ來タスヘキ言行ヲ以テ營業ヲ妨害シ或ハ不正行爲ニ依リ同業者ノ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クヘカラス

第八條　區員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ機械器具或ハ商標ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　區員ニシテ注文主ヲ同フスル相出入者ハ常ニ倉密ノ破綻ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　區員ハ注文主或ハ區員間ニ紛議ヲ生シタル時ハ直ニ部長ニ屆出ヲ之カ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　區員ハ其注文主カ工賃最低價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ幹事ヲ經テ組合組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄一時同業者ニ通告シ其注文主ニ對シ取引ヲ停止スル事アルヘシ

第十二條　區員ハ職工徒弟ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一職工ハ區員ニ傭使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一區員ハ同業者ノ登記ヲ受ケタル職工徒弟ヲ許諾ナクシテ使傭スヘカラス

一組合及部又ハ區ヨリ屆入停止禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一就業中疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工徒弟ヲ傭使スルトキ又ハ解傭シタルトキハ三日以内ニ幹事ヲ經テ組合組長ニ屆出フヘシ

一職工徒弟ノ傭入ニ關シ理由ノ如何ヲ問ハス前賃金ノ授受ヲナスヘカラス

一徒弟ノ修業シタル組合組長ハ幹事ヲ經テ修業期間ノ申請ヲ組合組長ニ提出スヘシ

第十三條　區員ハ左ノ項目ノ一ニ該當スルモノアルトキハ幹事ヲ經テ組合組長ニ善行褒賞ノ下附ヲ申請スヘシ

一斯業ノ改良發達ニ貢献ヲ與ヘタルモノ

一品行方正ニシテ業務ニ精勤シ特殊ノ功績アルモノ

一契約期限ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

幹事ハ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ送達スヘシ

第十四條　當區ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ區會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ル

第三章　加入脱退

第十五條　區員ト同業ヲ營ムモノハ染物同業組合定款第六十五條ノ條項ニ基キ本區ヘ加入ノ手續ヲナスヘシ

第十六條　開廠業轉居其他營業上異動ヲ生シタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出フヘシ

第十七條　廢業者ニシテ屆出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スルマテハ區ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　權利義務

第十八條　區員ハ區ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一區員ハ區ノ役員又ハ代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧ヲナスコト

一區員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一區ノ事務ニ干與スルコト

一區ノ業務又ハ會計財産等ニ關シ幹事又ハ會計ニ說明ヲ求ムルコト

一區經費及區會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一區規約其他ノ規程及決議事項ヲ遵守スルコト

一役員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ臨檢諮詢ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格權限並ニ選擧

第十九條　當區ニ左ノ役員ヲ置ク

一幹事　二名

一會計　二名

第二十條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本區地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル營業者タルコト但シ營業主ノ代理權ヲ有スル擔當者ハ事務ノ代理スルコトヲ得ル

一年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十一條　左ニ揭グルモノハ役員タルコトヲ得ス

一重要物產法ノ處罰ヲ受ケタルモノ

一組合及部區ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一公權ヲ剝奪セラレ又停止中ノモノ

一組合部區ノ經費怠納セルモノ

一其他法律上ノ處分ヲ受ケ五ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十二條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一幹事ハ區ノ事務ヲ總理シ區ヲ代表ス

一幹事ハ區會及區總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一幹事ハ區會ノ決議ヲ經テ顧問三名以下ヲ設クルコトヲ得ル

一副幹事ハ幹事ヲ補佐シ區務ニ參與シ幹事事故アルトキハ代理ス

一會計ハ區經費ノ收支並ニ會計用度ノ事務ヲ掌理シ區ノ財產ヲ保管ス

一其他區會ニ提出スヘキ議案報告ノ編纂

一區ニ於テ重要ナル問題ニ關シ事務ノ分掌ヲナサシムル必要アルトキハ委員若干名ヲ設クルコトヲ得委員ハ區代議員會ノ決議ニ依リ幹事之ヲ嘱托ス

第二十三條　役員ノ選任ハ區員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ投票ノ多數ニ依ル同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第二十五條　役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス但シ役員ハ組合定款第四十三條ノ理由アルニアラサレハ辭任スルヲ得ス

第六章　會議ニ關スル規程

第二十六條　區會ハ本區城ヲ二十五區ニ別チ一區毎ニ正副各一名宛ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ之ヲ組織シ毎年一回定期ニ開會シ其他必要アルトキハ臨時ニ開會シ議長ハ幹事ヲ以テ之ニ當ル

第二十七條　區會ノ權限ハ左ノ如シ

一區ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル調査事項

一區經費收支豫算賦課徵收法並ニ決算財產目錄ノ認定

一組合組長ニ諮問其他必要ト認ムル事項

第二十八條　區會代議員二分ノ一以上又ハ區員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ區總會ニ於テ之ヲ決ス

第二十九條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時間以内ニ通知スルコトヲ得ル

第三十條　會議ノ決議ハ出席代議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第三十一條　工賃最低價格標準實行ニ關スルコト及區規約ノ改正廢除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十二條　區ノ總會ハ毎年一月、七月兩期ニ之ヲ開キ區務ヲ報告シ但シ緊急事項アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得ル

第三十三條　會議ニ出席スルトキハ開會時刻前ニ缺席届ヲ事務ニ差出スコトヲ要ス但シ臨時總會ノ場合出席セントスルトキハ區員ニ委任シテ決議權ヲ行ハシムルコトヲ得ル

第三十四條　會議ノ議事錄ヲ製シ其決裁事項又ハ選擧ノ順末出席者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第三十五條　決議事項ハ幹事ヨリ組合組長ニ報告シタル後ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第三十六條　區會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十七條　會計ニ關スル規程ハ京都染物同業組合定款ノ規程ヲ準用ス

第八章　違約者處分法

第三十八條　區員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アリタルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一工賃最低價格標準ヲ違背シタルモノ

一取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ

一取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談シタルトキ或ハ取消ヲナサルモノ

一不正行爲ヲ以テ區員ノ傭用ヲ密シ又ハ區員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クタルモノ

一區員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ使用シタルモノ

一區員カ登記及公示ヲ受ケ傭使中ノ職工徒弟ヲ傭使シタルモノ

一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工徒弟ヲ傭使シタルモノ

一職工徒弟ノ傭入ニ關シ理由ナクシテ拒ミタルモノ

第三十九條　區員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アルモノハ貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一不正行爲ヲ以テ職工ヲ誘惑シ或ハ不正行爲ヲ以テ職工ヲ誘惑シ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リテ之ヲ傭使シタルモノ

一職工徒弟ヲ理由ナクシテ其ヲ使セサルモノ

一雇傭期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ

一就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工及徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナサレメサルモノ

第四十條　區員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク幹事ヲ招ニ應セサルモノ

一職工及徒弟ヲ傭使シ登記ヲ受ケサルモノ及之レヲ解約シ登記取消ヲナサヽルモノ

一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十一條　前條ノ違約者ニシテ其ノ違約ヲ會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ之ヲ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ但シ違約事項ニ對シ處分決定書發本ノ傳達ヲ受ケタル區員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

附　則

第四十二條　本區規約ニ記載ノキ條項ハ京都染物同業組合定款條項ニ基キシヲ適用ス

◎新京阪電車地下工事に就て

既に四條大宮以西の工事を終り目下第二期線工事中にある沿線組合員より該工事のため染物用水の缺乏せんことを恐るゝより豫め組合より交渉すべく要求ありしより當組合は之に依て生ずる井水の影響を調査し尙ほ井水と水道用水との硬軟度の試驗を行ひたる上該會社へ豫め用水缺乏の場合に於ける救急法を求め一方當業者へ向け左の通知を發し置けり

拜啓時年來新京阪鉄道會社は地下線工事に關し附近の在住者より種々の障害に就き會社へ交渉し夫れ〳〵見舞金を領收せられたる筈なるが該工事も漸次進行し目下大宮以東の工事に着手中に有之候に付ては吾が染業者が最も重大なる關係を有する使用水に影響を及ぼす事少なからざるべしとの點に於て曩に茶染部森田豊次郎氏、小紋染部中堀岩次郎氏、諸色染部出春繁次郎氏の三氏は當組合へ出頭せられ豫め該會社へ對し組合として交渉すべき樣申込まれたり、組合は若し之れが工事のために用水の枯渇する如き事ありては染物業者として死活問題なりと考へ之れが調査に着手せし一方各部總會へ附議し意見を求め或は部長會を開催して對策を講ずることを怠らざりしも組合としては他方面の如く漠然たる見舞名目の下に金員の贈與を求むべきにあらず要は營業上最も必要なる用水の枯渇は直に營業の存廢に關する重大事項の伴ふものなりとの見地より當社へ交渉を試みたるに今後該工事に因りて用水の枯渇せし時は會社は便宜の方法を以て營業者に不便を與へざる程度に於て處決するの手段を施すべしとの意見に有之候に付き若し當業者にして直接影響の認むべきもの有之候節は組合へ御通知被下候へは組合は直に會社へ對し實行を求め申候條此段御承知相成度候也

昭和五年三月二十五日

京都染物同業組合

移出手續法

從前織物移出入に就ては消費稅の關係より其手續は煩雜のものありしに徹し大阪電信局より係員出張し取扱業者加工業者を召集し之れが實情を聞取りたる上今後は左の方法に基き取扱ふことゝなりたり

一、本承認ニ依リ取扱フベキ織物ハ加工後元移出營業者ニ必ズ戻入スベキモノニ限ル

二、豫メ承認ヲ受クタル場所ニ移出入スベキコト

三、移出者ハ帳簿ヲ設備シ移出戻入ニ係ル織物ノ種類、品名、數量、加工ノ種別等ヲ記載スルコト

加工業者ハ移出者ヨリ交附スル移出傳票ヲ以テ帳簿ニ代フルコトヲ得

四、移出者ハ前號ニヨルノ外移出先毎ニ傳票順號ヲ附シ之レニ移出順號、織物ノ種類、品名巾長、數量及戻入月日ヲ記ケタル傳票ヲ作リ加工業者ニ交附スルモノトス

移出者及加工業者ハ織物ヲ戻入シタル時ハ戻入月日ヲ記載整理スルコト

五、移出者ハ其ノ月中ノ移出及戻入ニ係ル織物ノ品名、數量及其ノ月ノ殘高ヲ移出先毎ニ調査シ翌月五日限リ申告スルコト

六、加工期間ヲ二ケ月トス、若シ之レノ期間内ニ戻入セザル時ハ直チニ其ノ消費稅ヲ納付スルコト

七、織物ニ不足ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ消費稅ヲ納付スルコト

八、前各號ニ違背シタルトキハ將來ニ於ケル事前承認ヲ取消スコト

月中事前承認未納稅織物（加工）移出入申告

移出者

移出先	品名	巾	丈	移出年月日	戻入數量	戻入年月日	備考
							前月ヨリ繰越（戻入未濟）

加工完成品受拂表

品名

月日	加工完成品受入	拂出	殘高
月日	其名	其巾	數量	累計數量	戻巾	數量	移出先

戻入

No.……事前承認未納稅織物移出傳票

移出者

移出年月日	移出先	品名	巾	丈	數量	戻入數量	戻入年月日
年　月　日							年　月　日

戻入

No.……事前承認未納稅織物移出傳票

移出者

移出年月日	移出先	品名	巾	丈	數量	戻入數量	戻入年月日
年　月　日							年　月　日

戻入

注意事項　一、移出ノ際ハ必ズ傳票ノ記載ヲ調査シ戻入ヲ確認シ其ノ月中ノ移出ヲ移出先毎ニ合計シ翌月ノ移出ニ繰越ス

◎練物部の通告

同部は目下の工況大第に深憂なる處より同業者の覺醒を促すため左の通告書を發したり近日總會開催の準備中なり

時況ノ日ニ非ナルニ鑑ミ我ガ精練同業者諸君ニ檄ス

近時精練加工賃ノ低廉ハ其極ニ達シ勞銀若クハ原料費ノ何レカヲ補償スルニ非レバ維持經營ノ困難ナルコト明瞭ノ事實ナルニ拘ハラズ猶更ニ惨落ノ勢、沿々トシテ底止スル所ヲ知ラズ若シ此儘ニ放任センカ各精練工場ハ殆ント破產閉鎖ノ止ムナキニ至ルハ必然ノ結果ニシテ洵ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ

惟フニ丹後精練會社ガ彼ノ如ク獨占事業トシテ集品上ノ失費ヲ要セザリシ利便ノ下ニ而モ二十五廻シ乃至三十二廻シノ精練賃ヲ强制シテ辛フジテ壹割ノ配當成績ヲ得タルニ微シ如何ニ精練業ナルモノ、利潤ノ尠少ナルカヲ知ルニ足ラン、然ルニ加工賃低落ノ因ヲ來ル所ノ精査スルヤハ得意先ノ要求ニ依ルモノハ意外ニ少ク寧ロ加工賃ノ至廉ニ理解ヲ有セラル、得意先ノ多數ナル事實アルニ拘ハラズ却テ同業者ガ競爭ノ結果寫ニ値下ゲヲ斯行シ期間ノ短縮ヲ餐フ等他ノ迷惑ヲ省ミズ聊ニテモ獨リ集賃ノ多カランコトヲ望ミテ、タラ製品ノ品位ヲ偽クルノミナラズ經濟的ニ自ラ縊レ自ラ溺レツヽアルノ現象ナルハ實ニ寒心ニ堪ヘザル所ニシテ斯業ノ前途ヲ思ヘバ悲觀ノ感ナキ能ハザルベシ

茲ニ於テ我ガ同業者ハ此際大ニ覺醒奮起シテ之レガ對策ヲ講ジ益々斯業ニ精進セザルベカラズ而シテ之レガ對策種々アリト雖モ今一象ニ事ヲ改ムルハ永年ノ馴致ニ背キ却ツテ紛糾ニ陷ラシムルノ弊ナシトセズ依ツテ左記三項ヲ各自ニ遵守シ者々功ヲ收メ徐ロニ改善ノ實ヲ擧クルヲ得バ尙ニ同慶ニ堪ヘザル所ナリ唯該事項ハ往年幾回トナク協議ヲ了シ時ニハ規約トシテ違反者ニ罰則ノ申合セヲ之ヲ實行シテ遺ルコトアリシト雖モ常ニ統制宜シキヲ得ズ徹底的ニ勵行ヲ見ザリシヲ遺憾トセリ然レドモ時勢ハ益此儘ニ進行ヲ許サズ誠ニ焦眉ノ急ニ迫マル事項ナリト信ズ希クハ同輩者諸君其ニ各自ノ擁護策トシテ衷心德義ニ訴ヘ極メテ强固ニ實行ノ良果ヲ收メラレンコトヲ望ム

時況對策

一、相出入ハ常ニ工賃ノ協調ヲナシ取引上同一ノ歩調ヲ以テ進ム事

二、新ニ加入注文ヲ受クタル場合ハ從前ノ出入者トノ協調ヲ保持スル事

三、期日、難引、引取、支拂、等ニ付特ニ苛酷ノ取扱ヲナス得意先ハ事務所ヘ報告シ共同ノ對策ヲ講ズベク協議スル事　以上

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百六十五號

昭和五年五月二十五日

印刷人　森本庄一郎
京都市柴屋寺竹屋町下ル
発行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

責任編輯人　新野貞恵

公示

◆公示第八號

左記ノ者屋僧契約ヲ締結シ業ヲ廃シタルニ付届ヲ了レタリ此旨公示ス

昭和五年五月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小紋染部員染原　三吉徒弟
〃　渡邊　源七〃
友仙染部員西島竹次郎〃
〃　中川清一
〃　来澤徳太郎
〃　竟屋林三
〃　松川喜作
〃　清水清松
〃　岡田信吉
〃　岡田清二
〃　山屋伊作
〃　川口常次郎
〃　今井保
〃　堀義雄
〃　西井秀夫
〃　尾崎剛造
〃　谷淵峰太郎
〃　野々村助三郎
〃　山崎秀之助〃
〃　吉本外一〃
〃　大崎末郎〃
〃　松木昇
〃　岡本正次
〃　田中雄
〃　島口巧
〃　田畑清作
〃　松井静
〃　藤田義雄
〃　植田三郎
〃　岡田剛三〃
〃　中谷典市〃
〃　金岡三郎〃
形彫部員　中村三樹三郎〃
糸染部員　中野拾之助〃
友仙染部員高木　[illegible]〃

◆公示第九號

任期満了ニ付キ改選暴就任シタル正副部長左ノ通リニ付此旨公示ス

昭和五年五月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

毛斯綸染部々長　久米鑑次郎
〃　副部長　村井乙次郎
〃　酒井達二

雑録

◎モス部役員選挙　同部々長改選と同時に代議員任期満了に付き改選を行ひたるに左の諸氏當選就任せられたり

會　金尾常次郎
會　飯田半之助

代議員（十二名）

酒井　達二　山田　常吉　赤坂覺次郎
三品清三郎　黒川　六造　山岸　鶴吉
西村梅太郎　松村　熊蔵　井上太三郎
岡口　肥後　山邊伊一郎　武田　福蔵

◎浸落調整部會計改選　同部出納役森乙次郎氏産業資格消滅に付き改選準會を行ひたるに左の通り當選就任せらる

會　金尾常次郎

曾は同部前年度部經費收支決算は左の通り

昭和四年度浸落調整部々經費收支決算

收入之部

金四百四拾六圓六拾九錢　　收入總高

内訳

金參百參拾參圓七拾六錢　　部經費徴收高
金七拾圓　　組合補助金
金四拾貳圓九拾參錢　　前年度繰越金

支出之部

金四百拾壱圓四拾九錢　　支部経費

内訳

金六拾七圓八拾錢　　會議費
金百四拾參圓七拾七錢　　勧業費
金拾圓六拾五錢　　通信費
金四拾圓也　　書記給
金拾八圓也　　事務費
金五拾貳圓也　　弔慰費
金拾圓也　　印刷費
金拾圓參拾貳錢　　徴收費
金參圓拾錢　　文具費
金拾五圓八拾五錢　　雑費
金四拾圓也　　豫備費
計金四百拾壱圓四拾九錢
差引殘金參拾五圓貳拾錢　　翌年繰越

部經費賦課徴收法

一等年額金貳圓　　三十戸　　金六拾圓
二等〃　金壱圓八拾錢　　四十四戸　　金七拾九圓貳拾錢
三等〃　金壱圓六拾錢　　七十六戸　　金百貳拾壱圓六拾錢
四等〃　金壱圓四拾錢　　四十六戸　　金六拾四圓四拾錢
計金參百貳拾五圓貳拾錢

◎形彫徒弟競技會　第二十回形彫部徒弟競技會は去る十五日午前十一時褒賞狀授與式を挙行せり来賓は知事代理中村商工課長市長代理鈴木勧業課長會議所會頭代理平田理事を始め各聯合會部長大阪朝日新聞外各社記者の參列あり三輪形彫部長の式辞より市長會議所の褒賞狀及賞品の授與あり知事市長會頭の告辞ありて會長八木組長の謝詞受賞者總代の答辞を以て式を終へたり本會出品は修業年齢に應じ甲乙丙丁及小紋形の五種類に區別し浸井市立染織試驗場長審査總長の下に試驗場北寮技師工業學校平井紋謨管業者側としては森田上書渡邊小紋の專業者之に從事して審査をなし式後一般の縦覧に供したり

告　辞

京都染物同業組合八本日形彫部第二十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ挙行セラルヽニ當リ諸子カ爰ニ受賞ノ光榮ヲ荷フ所ノ度賞ニ値スルノ所トス恒フニ形彫業ハ模様ノ形染ヲナスニ必要ナル材料ナルヲ以テ其製作ノ精粗巧拙ハ直ニ製品ノ優劣ニ大影響ヲ及ホスヘキ極要ナル分業ニ属スルヲ以テ斯業ノ發展ハ一ニ従業者諸子ノ精巧ナル技能ト熟練セル手腕トニ俟タサルヘカラス希クハ諸子此點ニ留意シ今回ノ成績ニ満足スルコトナク將來益々研究ヲ怠ラス時ノ流行ニ伴フヘキ適切ナル技巧ヲ練磨シ益々本市ノ特有産業タル京染ノ發達向上ニ貢献セラレンコトヲ望ム一言ヲ叙ヘテ告辞トス

昭和五年五月十五日

京都府知事

告　辞

京都染物同業組合カ本日形彫部第二十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ挙行セラレマスコトハ斯業進展ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘナイ所デアリマス元來形彫ノ業ハ模様染ニ用フル基礎材料ノ製作デアリマシテ其ノ技術ノ巧拙ハ直ニ製品ノ優劣ヲ左右スル樞要ナル一部門デアリマスカラ之レカ進歩ハ即チ吾カ京染ヲシテ益々隆盛ナラシムルモノデアリマス本日ノ受賞者諸君ハ不斷ノ研鑽ト努力トニ依ツテ此ノ栄誉ヲ得ラレタルモノデアリマシテ吾人ノ深ク敬意ヲ表スル次第デアリマス諸君ハ今日ノ成績ニ満足スルコトナク更ニ一層ノ研究ヲ積ミ京染ノ隆昌ノ爲ニ努力セラレンコトヲ切望シテ止ミマセス一言ヲ述ヘテ告辞ト致シマス

昭和五年五月十五日

京都市長　土岐嘉平

告　辞

本日ヲ以テ京都染物同業組合形彫部第二十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ挙行セラレ受賞者十七名ヲ算スルハ京染界ノ爲メ洵ニ慶祝トスル所デアリマス京染ハ夙ニ合理的ノ分業法ニ依ツテ各部門ニ分レテ居ルノデアリマスカ分業法ハ専門ノ技能ニ趣味ヲ持チ能力ヲ集中スル結果作業能率モ挙リ生産實績モ又共ニ挙ルノデアリマス而シテ形彫部ノ如キハ京染ノ基礎デアツテ其巧拙ハ全工程ノ出來栄エニ頗ル多大ノ影響ヲ及ホスノ此ノ技術ノ習練ハ殊ニ重要ナモノト言ハナケレハナラナイノデアリマス本日ノ受賞者諸氏ハ

試驗場記事

交織物染色法（續）

黄色染料
クロラミン　エロー　M
クリソフェニン
ダイアミン　ファスト　エロー　4G
ベンゾ　ファスト　エロー　4GL
〃　エキストラ
ナフタミン　エロー　GXZ
レリアス　エロー　5G
〃　〃　B　〃　エキストラ
〃　〃　RR
〃　〃　RTOX
〃　〃　OX
ポンタミン　ファスト　エロー　NNK
〃　〃　4GLK
〃　〃　4GL
ダイフェニール　〃　4GL
橙色染料
レリアス　オレンヂ　GX
〃　ベンゾ　ファスト　オレンヂ　S
〃　クロランチン　〃　G
緑色染料
ブリヽアント　ベンゾ　グリーン　C
ダイアミン　グリーン　B
ナフタミン　グリーン　B
〃　〃　AG
〃　〃　ANG
青色染料
ダイフェニールファストブルー　4GL
ポンタミン　〃　4GLK
クロランチン　〃　8GL
紫色染料
紫色染色には絹と人造絹糸とを同色に染色するものはダイフェニール　ファスト　バイオレット　C4B より他にはなく殆んど絹を人造絹糸より赤味に染色する。
海老茶色染料
クロランチン　ファスト　ボルドウ　BL
レリアス　ボルドウ　B5B
〃　コリンス　B5B
褐色染料
ナフタミン　ブラウン　4G
〃　〃　GGR
〃　〃　GGB
レリアス　〃　SRX
〃　〃　ブラウン　3RX
黒色染料
ダイレクト　ブラック
〃　コットン　〃
以上の染料は中性浴で兩種繊維を異色に染色するものでアルカリ性浴即ち石鹸やソーダを添加するときは絹の方は淡く人造絹糸は濃く染色し、酸性浴では反對になる。又染色後絹の方を酸性染料で上掛して色合せすることも出來る、初め人造絹糸のみ染色する染料で染色し、次に絹糸人造絹糸に合すことも出來る。

二、絹毛交織物

共に動物性繊維たる絹及羊毛交織物は染料に對しても從つて略同様の性質を有するものであるからこの交織物は絹と人造絹糸との交織物に於ける様に鮮明な染分けの出來ないものである從來多くこの交織物は同色染を行つて居り異色染は殆んど見られなかつたものである。

然し染料の選擇及染色法の改良に依つて或程度まで鮮明な染分けを得られるものである。

一般に酸性染料を使用して染色するとき高温度で長時間染色するときは絹よりも羊毛の方が濃厚に染色せられこれに反し低温度で短時間の染色では絹の方濃厚に染色せられる、殊に染料の種類に依つてこの反應は著しいものであるから染料の選擇は必要である。

A、異色染色法

絹と羊毛との交織物を異色に染色するためには次の染料が必要である。

甲、羊毛を濃く染色し絹を染色すること少い染料

乙、絹を濃く染色し羊毛を染色すること少い染料

甲の染料は酸性染料及酸性媒染々料中から選擇することが出來る。

前述した様に高温度で長時間染色することが必要である、初めは兩種繊維同様に染色されて居り温度が上昇し時間が經るに從ひ絹は淡く羊毛は益々濃厚に染色せられる、次に示すものは試驗の結果成績の良好なものである。

酸性染料
赤色染料
ウール　スカーレット　4B
クロセン　スカーレット　3BX
アシッド　マゼンタ　B
〃　〃　B
アゾ　アシッド　ルービン
〃　〃　R
〃　〃　Z
アリザリン　ルビノール
〃　〃　3G
〃　〃　5GG
アゾ　フクシン
〃　〃　46GB
〃　〃　エキストラ
〃　〃　フロキシン　2G
〃　〃　S
〃　クリムソン
〃　レッド
〃　キトン　〃　G
黄色染料
ファスト　エロー　G
〃　ウール　エロー　3GL
〃　〃　G
ウール　ヒドラヂン　エロー　L
フラバジン　NL
〃　〃　L
〃　〃　T
ファスト　ウール　エロー　GT
〃　タートラヂン
ウール　エロー　エキストラ　コンク
緑色染料
アンスラサイアニン　グリーン　BL
〃　〃　3GL
青色染料
アリザリン　サファイア
〃　サファイロール　B
アンスラズリン　B
アリザリン　ブルー　B
〃　ウラノール　R
〃　〃　B
〃　スカイブルー　B
〃　ダイレクト　ブルー　B
紫色染料
アンスラサイアニン　バイオレット　3B
アリザリン　〃　B
〃　グラノール
ヴイクトリアファストバイオレット　2B
アゾ　ウール　バイオレット　4B
エリオ　バイオレット
アゾ　バイオレット　4BS
褐色染料
アンスラサイアニン　ブラウン　GL
〃　〃　RL
酸性媒染々料
赤色染料
クロモトロープ　2R
ダイアモンド　レッド　5B
〃　〃　ボルドウ　5R
黄色染料
クロームエロー　DF
サリシン　エロー　D
モルダント　エロー　O
オメガクロームエロー　G
緑色染料
アリザリン　サイアニン　グリーン　F
ダイアモンド　グリーン　3G
青色染料
アリザリン　サファイロール　W
〃　〃　SSE
〃　〃　ライト　ブルー
〃　〃　フロキシン　S
〃　〃　クリムソン
〃　〃　レッド
〃　〃　G
〃　〃　ブラウン
〃　〃　3RX
〃　〃　ブラック
〃　〃　エキストラ
〃　〃　クローム　ブルー　3G
〃　〃　BRN
〃　〃　2R
〃　〃　5R
紫色染料
クロームオキザン　バイオレット　B
アシッド　クローム　バイオレット　R
褐色染料
アシッド　アンスラセン　ブラウン　V
〃　〃　ブラウン　WSG
黒色染料
アシッド　クローム　ブラック　WS
〃　〃　ブラック　R

以上の染料は羊毛を濃く染色し絹糸を淡く染色するもので染色には酢酸として芒硝一〇—二〇%、醋酸五—一〇%を使用して三十分以上煮染する。最初は兩種共同色で寧ろ絹糸の方が濃厚に染色されて居るものであるが温度が上昇し時間を經るに從ひ絹糸は淡くなり羊毛は濃くなる、更に染色後引上げ浴で醋酸三—五%のみを用ひて熱浴とし別の所で処理するときは絹糸の染色は一層淡くなる。

酸性媒染々料のときには染色後次の浴で温液で約十分間処理する。

重クロム酸加里　二—三%
醋酸　一—二%

一般に染料の構造中にスルフオン酸基（HSO_3）又は其ソーダ鹽（$NaSO_3$）の含有量の多い程絹糸を染着すること少く羊毛を濃く染色し又高温度で染色する程良好な結果を得られるものである。

次に絹を濃く染色し羊毛を染色することの少い染料としては塩基性染料、酸性染料、直接染料等から選ぶことが出來る。この中塩基性染料は最も良結果を得るものであるが一般に低温度で少量の醋酸を助剤として短時間の染色を必要とするものである、次の様な染料が適當である

ウール　ブルー　SS
アシッド　バイオレット　5BK
ローズ　インヂコリン　GXF
キトン　ファスト　グリーン　B
アジュア　ブルー　Z
バラチン　ブラック　4B
マラカイト　グリーン
オーラミン
メチレン　ブルー
ソーダ　ルン　B

© Kyozomekai

賜察一層技術ノ練磨ヲ怠ラス殺ク京染ノ爲メニ努力セラレンコトヲ切望スル次第ナリマス一言コレヲ以テ告辭ト致シマス

昭和五年五月十五日

京都商工會議所

會頭　大澤德太郎

審査報告

形彫部第二十回徒弟髮技會出品三百十九點ニ對シテ友仙形、小紋形、紋形ノ三種ニ區別シ更ニ出品徒弟ノ修業年限ニ應シテ甲、乙、丙、丁ノ階級ニ別チ原形、運刀、技工ノ巧拙ニ就テ精密審査スルニ概シテ良好ト認ムルモ尚ホ練磨ノ餘地アルヲ信ス其内優秀ナルモノヲ擧ケテ褒賞スルコト左ノ如シ

一等賞　五名
二等賞　十二名
三等賞　二十四名
褒狀　六十七名

以上授賞アランコトヲ申請ス

昭和五年五月十五日

審査總長　淺井修吉

答辭

當組合ニ於テハ徒弟ノ技術發達ヲ促ス一方法トシテ屢々髮技會ヲ催シテ指導奬勵セラレ吾形彫部ニ於テモ本年ヲ以テ既ニ二十回ヲ重ネ本日褒賞授與ノ式ヲ擧ケラルヽニ當リ吾等幸ニ其選ニ上リ授賞ノ光榮ニ浴スルコトヲ得タルハ誠ニ喜ヒノ至リトス殊ニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス訓戒ノ辭ヲ賜ハリ又商工會議所ハ賞金ヲ授與セラレ共ニ將來ヲ激勵セラレタルハ誠ニ光榮トスル處ナリ茲ニ於テ今後ハ益々實務ノ重キヲ感シ專心其技ヲ練リ斯業ニ貢献シテ以テ告辭及本會ノ趣旨ニ背カサランコトヲ誓フト謹ンテ答辭トス

昭和五年五月十五日

受賞者

總代　吉村市太郎

形彫部第二十回徒弟髮技會受賞者人名

一等賞　五名

市川幸三郎　下津勝一　吉村市太郎　田中福一　上坂敏治

二等賞　十二名

平本種次郎　稲垣景一　竹村誠之助
小松千代藏　和田政義　櫻井晋一
鈴木久男　吉村市太郎　加藤一郎
諸橋章一　田中利男　長田玉雄

三等賞　二十四名

岡部清息　中川國雄　石原久男
森忠吉　平田清治　中内佳助
安藤源一　石殿茂　細川吉位
大槻喜市　片岸甫兵　齋藤稔
砂原袋次郎　河村孝次郎　高城政夫
岩田秀之　伊藤石松　平井義男
豊田正男　熊村忠一　三科捨之助
天野蔚藏　野田金次郎　鶴井俊夫

褒賞　六十七名

清水正清　八田修吉　小山鶴次郎
河合孝作　正木常三郎　吉田芳三郎
吉井清治郎　市川清月　羽多野久吉
加茂八郎　片山茂　杉本省三
餌村次男　長谷川由三郎　山田長治
小松千代藏　瀧野直二郎　芝田藤二郎
前川廣　小久保幸一　中川米三郎
川口幸夫　三輪義男　森永幸一
寺村喜代松　若松幸造　岡喜一
犢谷太一郎　得地義一　鶴井英三
澤田一夫　門下正三　杉野健一
大栗喜一　西村孝太郎　奥村俊次
山地傳　岡田宗夫　寺村寅三
伴敏郎　落合重信　木下辛一
宮田武男　鈴木好道　上寺義雄
清水傳之　伊藤菊三郎　岩田助雄
宇野精一　河合健七郎　谷田三郎
見玉小三郎　西村政一　山路虎雄
小野喜與次　藤江有造　青山伊三郎
寺村右吉　山口久吉　宇野義雄
吉川正雄　筒井末安　平岡昇
溝口久吉　森政吉　齋藤次郎
坂上正弘　以上

◎京染宣傳大會

本年八月下旬を期し京都四大商店と稱する丸紅市田吉忠安藤各店を主とし五十餘店之に賛加し別二實系統の染物の大宣傳を行ふに就ては當組合へ賛同申込ある

たり元來此種の催しは商店が商略上當然行ふべきものゝ如く考へらるゝも去りとて之れが製造元たる染物業者が常に傍觀の態度にあるは遺憾なるのみならず特に一昨年の組合代議員に於て原民三郎田中常太郎金山藤兵衛の三氏より京染宣傳の方法を講じ之を實行すべしとの建議あり代議員會は全會一致の賛成ありて建議案は成立したるものなるも何分多大の經費を要することなり打續く不況のため僅かに一部有志者の計畫になる流行色標本を發行し各方面に宣傳する位に止まりたるが幸ひ商店側より勧誘のありたることゝて之に賛加し協同事業とすれば經費の負擔も少なく宣傳の効果も著しかるべしとの見地より去る日商店側の代表者と當組合の正副組長及羽二重系統を主として加工する染業者加工業者の代表者十二名と八新亭に會合し意見の交換をなし彌よ大々的宣傳會を開くことの協議を終へたり何れ詳細は各當業者へ報告し賛同を求むる筈なり

◎友仙部役員會

は豫て區規約の改正に基き四月廿八日役員の改選を行ひたるに左の諸氏當選就任せられたるを以て第一回の役員會を開きたり役員氏名左の如し

幹事　松岡健太郎　副幹事　間所伊太郎
山下金三郎　會計　杉山藤市

代議員

沖野榮三郎　松浦勇次郎　柴山彌左衛門
栗津捨吉　福村富三郎　森田菊之助
齋藤治三郎　木内晴三郎　内田松之助
椿直　大塚治太郎　河田樂太郎
兒玉林内　青山勝三郎　門坂友平
百村勝次郎　石川嘉助　中川富之助
小西勇次郎　岡田剛二　兒玉宮太郎
西島竹次郎　瀧瀬仙五郎　内貴庄八
野村覺太郎　狩野哲　田中萬吉
中村廣太郎

當日議案

一、不況に伴ひ職工勧誘の徴候あり之に對する方針を定ひる必要なきや

二、不況は增々深酷なりと之れが開展策

三、陳列會開催の時期方法

以上の三問題に就き協議する筈なり

る案件のみなるを以て容易に決すべきことにあらざるも第一に對しては現在は見角整を大にして實効を收めんとするは勞働者の常なるも誠意と温情を以てすれば解決の出來ぬものはない筈なり然るに多人數の力を恃みて工場主を屈服せしめんとするは不穏なりと思ふも時代の影響が茲に至らしむるものとなれば万止むを得ざるべし大体工場主側も職工取締に就ては甚だ不徹底なり組合員に於ても職工の自由行動に任かし居る如き有樣では一工場の統一も困難なりと考へらるる故に今後は各工場共に同一の歩調を採り整理をなすと共に常に聯絡を通じて相互に警戒し事を未然に防止する方針を採り團体交渉に應ぜず各個人的に解決するを必要とするも其手段方法に於ては今後再三集議の上決定すると云ふの説にて宿題とし各役員は腹案を持寄り協議するとゝし第二に對しては善當り開展策を講じ得ざれば遺憾なるも本業の如きは自から進んで無力に陥るものにあらず商店側の染注文を受けて生活する一貫業者なれば獨力を以て開展策を求めんとするも現在の如き染價の不統一にては如何なる困難なれば一定染價を定め此上の競爭を止め姑息ながら現狀を維持するより外なからず第三は本問題は毎年開催し來りたる一種の宣傳法なれば開催する必要あるべしと六月中に八幡俱樂部に於て催ふし出品は一人三點を限列せしむること等を議了し更に日を期し集合し以上の諸問題に付き具体案を作成し部員全体に諮り實行せしむる方針を定めたり

◎練物部總會

同部も時況に關し他の部以上の打撃を受け居ることとて之れが對策に就ては客月以來數回役員會を開き協議する處ありしが其結果本月一日總會を開き左の實行規約を制定し尚ほ附從せる標準等は別に作成する筈

練物部々規約實行細則

第一條　京都染物同業組合練物部ハ部規約第五條ノ目的ヲ遂行スルタメ此細則ヲ設ク

第二條　部員ハ其取扱ヲ注文品ノ加工賃ハ特況

第三條　加工賃ハ組製標準ヲ防止スルニ足ルベキ最低額ヲ標準トシ其以下ヲ以テ注文ニ應セサルモノトス

第四條　得意先ヲ同フスル組合員ハ常ニ氣脈ヲ通シ取引ヲ正確ニシ相互ノ利益ヲ保護スル

第五條　新タナル注文主ト取引セントスル時ハ以前ヨリ取引セル同業者ニ通告シ取引法ヲ一定シ單獨ノ行爲ヲ以テ他ノ妨害ヲナスヘカラス

第六條　得意先ニシテ相出入者ニ不利ナル取引ヲ强請シタル時ハ協同一致之ヲ改善ヲ促シ同時ニ部員ニ通ズレトモ其注文ニ應セサルモノトス

第七條　部員ノ不正行爲ニ依リ他ノ部員カ損害ヲ受ケタル事實アルトキハ其賠償ヲ添ヘ部長ヘ處分ノ申請ヲナスヘシ

第八條　違約處分ハ組合定款ニ部規約ノ條項ニ從ヒ部役員會ニ於テ之ヲ決定シ組合組長ニ之レカ執行ノ手續ヲ求ムヘシ

第九條　部員ハ本部ノ調査ニ關シ工場ノ臨檢、帳簿ノ閲覽或ハ營業上ノ報告ニ就テハ拒抗スヘカラス

第十條　調査員ハ部役員及其全ラレタル職員ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　違約處分ニ對シテハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス處分決定通告書ヲ受クルト同時ニ其義務ヲ完了スヘシ

◎ゴム糊特許權問題

糊數部員大澤忠太郎氏の享有せる特許に效力同業者間の問題となりたるものにて國民既に此村爲次郎八木竹松外悉皆部員三名を侵害者として告訴したるものなるが被告訴者は確認審判を仰ぎ且下其審理中なるが元來同特許の請求範圍は生ゴムノ揮發油溶液ヲ防染ノ目的トシテ可染布ニ筒引法ニ依リ任意ノ模樣ヲ表面又ハ裏面ヲ防染スル工程ト其表面又ハ裏面ヲ揮發油ヲ授ケ乾燥セシメ次ニ該染出ヲ依リ染色スル工程ト次ニ揮發油ニテ處理シテ防染糊ヲ脱落セシムル各工程ノ結合ヲ特徴トスル「ゴム」液ヲ防染糊トシテ使用スル染色方法ニ關スル工程ト其他ノ工程トノ結合ニ就テハ拒抗スヘカラス

第十條　調査員ハ部役員及其全ラレタル職員ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　違約處分ニ對シテハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス處分決定通告書ヲ受クルト同時ニ其義務ヲ完了スヘシ

◎ゴム糊特許權問題

糊數部員大澤忠太郎氏の享有せる特許に效力同業者間の問題となりたるものにて國民既に此村爲次郎八木竹松外悉皆部員三名を侵害者として告訴したるものなるが被告訴者は確認審判を仰ぎ且下其審理中なるが元來同特許の請求範圍は生ゴムノ揮發油溶液ヲ防染ノ目的トシテ可染布ニ筒引法ニ依リ任意ノ模樣ヲ表面又ハ裏面ヲ防染スル工程ト其表面又ハ裏面ヲ揮發油ヲ授ケ乾燥セシメ次ニ該染出ヲ依リ染色スル工程ト次ニ揮發油ニテ處理シテ防染糊ヲ脱落セシムル各工程ノ結合ヲ特徴トスル「ゴム」液ヲ防染糊トシテ使用スル染色方法ニ關スル工程ト其他ノ工程トノ結合ニ就テハ拒抗スヘカラス

第十條　調査員ハ部役員及其全ラレタル職員ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　違約處分ニ對シテハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス處分決定通告書ヲ受クルト同時ニ其義務ヲ完了スヘシ

義務ヲ完了スヘシ

◎ゴム糊特許權問題

糊數部員大澤忠太郎氏の享有せる特許に效力同業者間の問題となりたるものにて國民既に此村爲次郎八木竹松外悉皆部員三名を侵害者として告訴したるものなるが被告訴者は確認審判を仰ぎ且下其審理中なるが元來同特許の請求範圍は生ゴムノ揮發油溶液ヲ防染ノ目的トシテ可染布ニ筒引法ニ依リ任意ノ模樣ヲ表面又ハ裏面ヲ防染スル工程ト其表面又ハ裏面ヲ揮發油ヲ授ケ乾燥セシメ次ニ該染出ヲ依リ染色スル工程ト次ニ揮發油ニテ處理シテ防染糊ヲ脱落セシムル各工程ノ結合ヲ特徴トスル「ゴム」液ヲ防染糊トシテ使用スル染色方法ニ關スル工程ト其他ノ工程トノ結合ニ就テハ拒抗スヘカラス

第十條　調査員ハ部役員及其全ラレタル職員ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條　違約處分ニ對シテハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス處分決定通告書ヲ受クルト同時ニ其義務ヲ完了スヘシ

義務ヲ完了スヘシ

右の如く三種工程の結合して染上げるを主眼とする悉皆業者の受くる迷惑は多かるべしと悉皆業者の重立ちたる人々が京都商工會議所へ仲裁方を申出でたるより同會頭大澤德太郎氏は之を容れ斡旋の勞を採られたる趣きにて左の和解條件にて落着せりと云へば今後糊置及染上げを依頼する悉皆業者は一反毎に大澤氏より證紙を貰受け之れを貼附せねばならんことゝなりたるものなり從前の糊置なれば何らの患ひはなきもゴム糊に揮發油を使用する場合は大に注意せねばならんことなり和解覺書と稱するものゝ全文は左の如し

和解覺書

今回特許第八一八五九號「ゴム液應用捺染法」使用ニ付キ同權利所有者大澤忠太郎ト下記八名トノ間ニ紛議ノ處今回京都商工會議所會頭大澤德太郎殿ノ調停ニヨリ左記條件ノ下ニ和解仕リ候ニ依テ後日ノ爲メ茲ニ本書ヲ作成シ相方署名ノ上各自壹通ヲ所有ス

左記

一、大澤忠太郎ハ其所有ノ特許權第八一八五九號「ゴム液應用捺染法」ノ使用ヲ一般使用者名ニ對シ容認ス

一、前項ノ對價トシテ使用者ハ一反ニ付キ金拾五錢ヲ支拂フモノトス

一、前項金員ノ支拂ハ印稅ノ方法ニ依ルモノトス

一、前項ノ印稅ハ大澤忠太郎作成ノ印紙型ノ書類ヲ代金引換ニテ使用者ニ於テ買取ルコト、但シ右書類ハ京染呉服悉皆同業組合事務所ニテ管理及取扱ヒセシムルモノトス

一、使用者八名ハ連名ヲ以テ京染呉服悉皆同業組合員全部ニ本和解ノ趣旨ヲ書面ヲ以テ自己ノ費用ニテ廣告スルコト

一、大澤忠太郎ハ下記八名以外ノ同業者ニ對シ當該權利使用ノ取締ヲ嚴重ニ實行スルコト

一、和解當事者ノ一方ガ本書ノ約款ニ違反スル行爲アリタルトキハ相手方ノ請求ニヨリ調停者ノ裁斷ニヨリ損害賠償ヲ給付スルモノトス

以上

昭和五年四月廿四日

特許權利者　大澤忠太郎

©Kyozomekai

池頃文治郎　澤美新一郎
澤渡源兵衛　梅原源兵衛
增田善兵衛　小野村千太郎
脇坂喜八　菅沼俊雄

◎特許第八四三七一號絞模樣染色法

今般表題の如く京都市岩上通佛光寺下ル戸田茶三郎氏より受けらる

明細書

絞模樣染色法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ任意ノ可染布ニ友仙其他ノ任意ノ模樣ト鹿ノ子模樣ヲ染色スル工程ト之カ全面ニ姫糊液ヲ塗布乾燥セシムル工程ト次ニ該鹿ノ子模樣部分ニ對シ鹿ノ子絞リ染同樣絞リ糸ニテ纐纈ヲ行フ工程ト後之ヲ水洗シ次ニ醋酸液中ニ浸漬シタル後乾燥シテ絞リ糸ヲ解除スル各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ルモノニシテ之ヲ實施スルニハ絹布其他ノ任意ノ可染布ニ引染抜染其他適宜ノ方法ニヨリ友仙模樣等ノ任意ノ模樣ト匹田鹿ノ子其他ノ鹿ノ子模樣トヲ相混在セシメテ染色シタル後之カ布面全面ニ米粉一合ニ對シ水約三合ヲ加ヘ煮上ゲタルモノニ水ヲ授ケ約八合ニウスメタル姫糊液ヲ塗布シ乾燥セシメ次ニ該染出ノ鹿ノ子模樣部分ヲ鹿ノ子目ニ從ヒ普通ノ鹿ノ子絞リ染同樣ニ絞リ糸ニテ纐纈シタル後之ヲ水洗セシヲ附着糊ヲ脱落セシメ次ニ〇、五

©Kyozomekai

プレセント」の廣告懸賞の今時流行の流行セシ後乾燥シテ絞リ糸ヲ解除シテ之ヲ完成スルモノトス

在來普通ノ友仙染等ノ模樣ト鹿ノ子絞リ染トヲ同一生地中ニ染出スルコトハ甚ダ至難トセラルヽトコロナルモ本方法ニ於テハ豫メ地模樣等ト共ニ所好ノ鹿ノ子模樣ヲ染出セシメ置キタル後該鹿ノ子模樣部分ニ對シコレニ一致シタル纐纈ヲ施シテ絞リヲ起生セシムルモノナル爲メ外觀殆ント絞リ染ト異ナラサル鹿ノ子絞リ模樣ヲ顯出シ得ルモノニシテ該鹿ノ子模樣部ハ姫糊液ヲ塗布乾燥シタル後之レヲ纐纈スルモノナル爲メ水洗セシヲ保持セラル、ト共ニ醋酸液處理ニヨリテ纐纈部分以外ノ全生地ハ收縮シテ鳴リヲ生スルモノナルヲ以ツテ絞リ解除後ニ於テモ該纐纈部ハ濃ク生ル伸長ヲ生スルカ如キコトナク永ク絞リ染同樣ノ堅牢ナル絞リ跡ヲ構成シ得ルモノニシテ本方法ニ依ル時ハ極メテ簡單ナル工程ニヨリテ普通ノ友仙染等ノ捺染模樣ト絞リ染模樣トヲ結合セル優美高貴ノ染布ヲ容易ニ染出シ得ルノ効アルモノナリ

特許請求ノ範圍

前記ノ目的ニ於テ本文ニ詳記スル如ク任意ノ可染布ニ友仙其他ノ任意ノ模樣ト鹿ノ子模樣ヲ染色スル工程ト之カ全面ニ姫糊液ヲ塗布乾燥セシムル工程ト次ニ該鹿ノ子模樣部分ニ對シ鹿ノ子絞リ染同樣絞リ糸ニテ纐纈ヲ行フ工程ト後之ヲ水洗シ次ニ醋酸液中ニ浸漬シタル後乾燥シテ絞リ糸ヲ解除スル各工程ノ結合ヲ特徴トシテ成ル絞模樣染色法

試驗場記事

交織物染色法（續）

京都市染色試驗場　森弘

B　同色染色法

組糸及羊毛を同色に染色するに適當な染料としては次の如きものがある

酸性染料

ファスト　レッド　A
キシレン　レッド　B

京都染物同業組合月報
（毎月一回發行）
第二百六十六號
昭和五年六月二十五日
發行兼編輯人　新野眞悟
印刷人　橋本理一郎
京都市柳馬場竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十號

左記ノ者雇傭契約ノ解約ヲ申出テ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和五年六月

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員中西　管三徒弟
〃　北條武雄
〃　趙義煥
〃　金福壽
〃　安孝成
〃　高明源
〃　李起龍
〃　岩谷清
〃　山崎秀之助
〃　野村豊太郎
〃　法島久吉

◆公示第十一號

左記ノ者徒弟契約期間中ノ者シニ付組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ仲入ヲ停止シ此旨公示ス

昭和五年六月

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

浸漬部員　東原利三郎
小紋染部員田中庄次郎
〃　中野春一
〃　野村菊治
〃　藤野爲吉
〃　笠島榮作

雜錄

◎御召再整部々經費決算　昭和四年度同部々經費決算は左の通りなるが同部擔任書記南夜久太郎病氣のため整理上手間取り報告延引したるが之れがため本年度の豫算編成も近日役員會を開き之れを決定する筈なり其決算は左の通りなり

昭和四年度部經費收支決算

收入ノ部

金貳百〇七圓九拾錢　收入總額

内譯

金壹百〇貳圓六拾五錢　上半期徴收額
金壹百〇五圓貳拾五錢　下半期徴收額

支出ノ部

金貳百〇參圓六拾壹錢　支出總額

内譯

金七拾參圓格四錢　會議費
金九圓也　總會費
金八拾六圓　書記給
金貳圓八拾五錢　通信費
金五圓也　慶弔費
金五圓五拾錢　文具費
金貳拾貳圓拾貳錢　事務費
差引殘金四圓貳拾九錢　現在高

昭和五年六月六日

御召再整部
部長　山内信良
會計　井上条次郎

◎綱置部徒弟競技會　同部競技會を行ふは毎年一回擧行するの例にして當年は既に其廿三回にして二十三年を經過したり本月一日午前十一時褒賞式授與式を擧行したり當日は府知事代理として中村事務官市長代理鈴木勸業課長商工會議所幸田理事を始め關係組合部長各新聞記者組合重役等を重もなる來賓とし時刻に至り芝部長の開會の挨拶後井籌査長の審査報告に基き市長の褒狀商工會議所會頭の賞品授與を終り各來賓の告辭會長たる組長の挨拶徒弟の答辭を以て式を終へたるは午後三時半

審査報告

綱置部第二十三回徒弟競技會ヲ催セラル、ニ當リ其出品三百二十二點ノ多キヲ見ル今之ヲ紋綱置、模樣綱置ノ二種ニ區別シ原圖ニ基キ要勢、配置、其他綱伏法ノ適否ヨリ防染法トシテ其染物ニ與フル影響要點ニ重キヲ置キ嚴密審査ヲ遂クルニ概ネ成績良好ト認ムルモ尙ホ改善ノ餘地アルハ勿論ナリ今其中優秀ナルモノヲ擧ケテ褒賞スルコト左ノ如シ

一等賞　四名
二等賞　十六名
三等賞　四十名
褒狀　八十名

以上授賞アランコトヲ申請ス

昭和五年六月一日

審査總長　淺井修吉

告辭

京都染物同業組合紋模樣綱置部ハ今日茲ニ第二十三回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラル之レ京都産業ノ爲ニ慶賀スヘキ現象ナリト信ス僅フニ社會人心ノ堕好ハ日ニ月ニ變轉スルト共ニ流行ノ趨勢亦停止スル處ナシ之ヲ以テ綱置ノ技工ノ如キ供給ノ地位ニアルモノハ將時モ其研究ヲ怠ニスヘカラサル所ナルヘシ本組合ハ夙ニ茲ニ留意シ屢々競技會ヲ開催シ當業者ニ對シ技能ノ研磨ヲ奬勵セラル誠ニ機宜ヲ得タル良策ト信ス宜シク受賞者諸氏ハ今日ニ甘ンセス以後增々刻苦勉勵シ以テ斯業ノ隆盛ヲ期シ京都染業ノ上ニ貢献セラレンコトヲ希望ストス

臨ミ一言以テ告辭トス

昭和五年六月一日

京都府知事　大海原重義

告辭

京染カ今日ノ如キ隆昌ヲ致シ其ノ名聲カ國ノ内外ニ嘖々タルコトハ主トシテ古カラ分業的ニ精細ナル專門的研究ノ行ハレタ結果ニ外ナラスト信シマス

抑綱置ノ技術ハ紋及模樣染ノ基本的工程ナリマシテ其ノ技ノ優劣精粗ハ直ニ京染ノ聲價ニ影響スル所カ頗ル大ナルモノカアルノテアリマス本組合カ毎年各部ノ競技會ヲ開イテ技能ノ進歩及ビ其ノ研究ノ爲ハ和ノ通例ナリ今ヤ之ヲ見ル

吾綱置部ハ年々徒弟ノ競技會ヲ開催セラレ技術ノ發達ヲ奬勵セラル、所以ノモノハ世ノ進歩ト共ニ原料ノ性質ニ變化ヲ來シ從テ技工ノ上ニ一大革命ヲ見ルニ至レルヲ以テ舊習ヲ固守スルニ於テハ染法ニ伴ハス多大ノ損害ヲ蒙ルニ至ルハ明カナル事實ニシテ以來一般授業師ハ徒弟ヲ教養スルニ一層茲ニ留意セラル、所以ナルヘシ吾等ハ此意味ヲ体シ出品ヲ試ミタルニ等ニ授賞ノ恩命ニ接スルニ至ハ誠ニ光榮ナリ特ニ來賓各國下ヨリ金玉ノ訓辭及賞品ヲ賜ハル名譽之ニ過クルモノナシ今後ハ一層奮勉シテ技工ノ練磨ニ勵ミ獨立自營ノ途ヲ立テ以テ今日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期スト謹シテ答辭ヲ述フ

昭和五年六月一日

受賞者
總代　小林雋一

世紀ハ流レ時代ハ移ル進マサルモノハ遂ニ地歩ヲ失フノ運ニ至ラサルヲ得ス本組合競技會開催ノ主意又各部ノ技術ヲ向上セシメ京染ノ精華ヲ發揮スルニアルハ明カナコトヲアリマス蓋シ諸氏カ技能ノ優秀ハ本組合ノ誇リヲアリ京染ノ譽名ニ一層ノ權威ヲ增スコトニナルノヲアリマスカラ諸氏將來益々ソノ與ヘラレタル天職ヲ守リ技術ノ練磨習熟ニ勵ミ最後ノ勝利ハ出發點ニ於ケル飛躍ノミヲハ足リナイノヲアルカラ決勝點ニ進ム最後迄ノ堅忍持久ノ努力ヲ切望スル次第ヲアリマス一言コレヲ以テ告辭ト致シマス

昭和五年六月一日

京都市長　土岐嘉平

告辭

レルク　レッド　ST
ファスト　レッド　A
レルク　ボンソー　G
オレンジ　G
デヤーマン　オレンヂ　N
レトロニン　G
キノリン　エロー
アシユア　ブルー　Z
アシッド　グリーン　G
ウール　ブルー　SS
キトン　ファスト　グリーン　B
ファスト　ウール　グリーン　B
アゾ　サイアニン　GR　5R
ナフチラミン　ブラウン　B
アシッド　ブラウン　GB
パラチン　ブラック　4B
ウイル　ブラック　4B
アシッド　バイオレット　5BK
4BN　6BK　7B　4R

以上の染料の中は低温度では糸を濃く染色するものであるが高温度で染色して居るときには逐に兩纖維を同色に染色するものである

直接染料

クロラミン　スカーレット　B
ダイアミン　スカーレット　B
ナフタミン　スカーレット　B
ダイアミン　ローズ　BD
クロラミン　オレンヂ　G
ダイアミン　オレンヂ　F
〃　ブリヽアント　オレンヂ　SS
ベンゾ　ファスト　オレンヂ　S
ダイアミン　ファスト　エロー　4G
クロラミン　エロー　Mコンク
ベンゾ　ファスト　エロー　4GLエキストラ
ダイアミン　ブラウン　G　3G
〃　〃　M
〃　〃　B
ナフタミン　ブラウン　H
〃　〃　GX
〃　〃　4G
〃　〃　B
〃　グリーン
〃　〃　ANB
ダイアミン　グリーン　B
〃　ボルドウ　B
〃　ファスト　バイオレット　FFRN
ナフタミン　ファスト　バイオレット2E
ブリヽアント　ベンゾ　ファスト　バイオレット　BL
ダイレクト　ブラック　各種

助剤としては芒硝を使用し醋酸を使用するときは少量を用ふ。

三、木綿及人造絹糸交織物

A　人造絹糸の種類

現在市場に存在する人造絹糸は四種類あるがこれを次の如く分類することが出來る。

（一）再生纖維素人造絹糸

總て人造絹糸は植物性纖維素を原料としてこれに種々の藥品を作用せしめ複雜な化學作用を起さしめて溶液となし、これを紡糸液として糸條を作るもので糸條となつたものは再び原の纖維素に復するものである。卽ち複雜な化學反應は要するに植物性纖維素の形狀を變化せしむるもので出來た糸條は物理的には非常に變化して居るものであるが化學的には大して變化せずに纖維素としての性質は失つて居らない。

この再生纖維素に屬する人造絹糸には次の三種ある。

イ　硝化纖維素人造絹糸　シャールドンネなる名稱に依つて市販せられる

ロ　銅アンモニア人造絹糸　ベンベルグ、クランツストフ、アードラ等の名に依つて市販せられる

ハ　ヴイスコース人造絹糸

（二）エステル化纖維素人造絹糸

製造の原料としては植物性纖維素であるが製造工程中に使用した藥品に依つて纖維素が化學的に變化して醋酸纖維素となり、出來た糸條も化學的に醋酸根を含有して居る。ためにその化學的な物理的性狀が再生纖維素人造絹糸とは大いに異つて居るもので染色的にも他の人造絹糸と非常に相違した反應を表はす、この人造絹糸をセラニースなる名によつて市販せられて居る再生纖維素人造絹糸の三種のものは媒染色性が同樣であるがエステル化纖維素人造絹糸は全然異つた染色性を有して居る。

B　木綿及人造絹糸の染色性

以上四種の人造絹糸と木綿との染色性を表示すると次の如くである。

直接染料

木綿

ヴイスコース人造絹糸
銅アンモニア人造絹糸　冷液では銅アンモニア人造絹糸が最もよく染着するが高温度では大なる變化がない
硝化纖維素人造絹糸
セラニース　特殊の染料を除き殆んど染着せない

媒基性染料

木綿　タンニン酸の媒染を必要とす

ヴイスコース人造絹糸
銅アンモニア人造絹糸
硝化纖維素人造絹糸　もよく染着し次はヴイスコース人造絹糸で銅アンモニア人造絹糸は最も吸收惡い
セラニース　低温度では染着せないが高温度ではよく染着する。

クローム染料

セラニースを除く他の人造絹糸及木綿は媒染を施さなければ染着しないがセラニースは殆んど總てのクローム染料を吸收する、けれどもクローム媒で後所理しなければ發色せず又一般に鈍色であるため染色には不適當である。

酸性染料

セラニース以外の人造絹糸及木綿は染着しないがセラニースは或種の酸性染料に限り染色するものである。

セラニースの染色には特殊の染料及方法を使用するもので代染色法に就いては後述する。

C　染色前の準備工程

總て交織物は製織後練漂白を行ふもので、これが交織物の特徴で製織後の精練漂白に依り其特徴を發揮するものである。

木綿と人造絹糸との交織物に於てセラニースを含有しない場合には特殊の方法に依つてマーセリゼーションを行ふことが出來る、この際セラニースを含有して居る場合にはセラニースは强アルカリに依り溶化されて其特性を失ふ。

ヴイスコース人造絹糸と木綿との交織物は次の方法に依つてマーセリゼーションを行ふ。

苛性ソーダ（三十度）　一〇〇分
フォルマリン　七〃

水を加へてボーメ二十五度とする、

以上の浴中に三十秒乃至一分間所理する、この所理に依つて人造絹糸の光澤は適度に減少し良好な結果を得られる。

谷寺ハ文注御ノ紙形

品質優良價額低廉

品目	
五丁判	二枚付薄口
六丁判	五丁風通判
八丁判	六丁風通判
長九丁判	八丁風通判
モス九丁判	
十丁判	
十二丁判	
二尺五寸角	
三尺角	

形彫用具及糊置用具一式

多少ニ拘ラズ御用命ヲ乞フ

カタログ進呈・御報參上

薄利現金主義

寺谷形紙店

京都市蛸薬師通猪熊西入

© Kyozomekai